

議会の概要

平成19年

県民鳥「ハクチョウ」



白鳥は、北国に冬を告げる代表的な鳥として県民に親しまれています。
(昭和39年制定)

県の花「りんごの花」



全国第1位の生産を誇る果実とともにりんごの花は、県民生活と切り離せないものとなっています。
(昭和46年制定)

県の木「ヒバ」



県名の“青森”という名も、ヒバの「青々とした森がっつらなっているところ」からとったものとされています。
(昭和41年制定)

県魚「ひらめ」



本県ではつくり育てる漁業を進めています。ひらめはそれを代表する魚です。
(昭和62年制定)

議会の概要

青森県議会事務局



青森県議会事務局

目 次

議会のあらまし

1. 議会の沿革	1
(1) 沿 革	1
(2) 歴代正・副議長	10
2. 議会の組織	12
(1) 議員定数	12
ア 議員定数の変遷	12
イ 選挙区別議員定数	12
(2) 議員名簿	13
(3) 年齢別構成	15
(4) 職業別構成	15
(5) 当選回数別構成	15
(6) 所属会派別構成	15
(7) 会派の変遷	17
3. 議会の運営	19
(1) 定例会及び臨時会	19
(2) 本 会 議	20
(3) 議会運営委員会	20
(4) 常任委員会	22
(5) 特別委員会	23
(6) 請願及び陳情	24
(7) 議会の傍聴	25
4. 議員の報酬等	26
(1) 議員の報酬及び期末手当	26
ア 報 酬	26
イ 期 末 手 当	26
(2) 費用弁償	27
ア 内国旅行の旅費	27
イ 外国旅行の旅費	28
(3) 議員親交会	28

議会事務局

1. 議会事務局	29
(1) 組織	29
(2) 職員数	29
(3) 分掌事務	30
(4) 議会の刊行物	31
(5) 予算の執行	31
(6) 公用車	31
(7) 常任委員会担当者	32
(8) 記録	32
2. 議会図書室	33
(1) 運営方針	33
(2) 図書室運営委員会	33
(3) 図書分類	33
(4) 利用状況	33
(5) 図書数及び資料	33
(6) 青森県議会史編さん事業	34
3. 議事堂	35
(1) 議事堂の概要	35
(2) 県庁舎見取図	35
(3) 議事堂の平面図	36
4. 議会の予算	39

県勢の概況

1. 自然	41
2. 位置	41
3. 土地	42
4. 気象	42
5. 地勢	42
(1) 主な山岳	43
(2) 主な河川	43
(3) 主な湖沼	43

6. 沿	革	44
(1)	青森県の変遷	44
(2)	市町村の変遷	44
7. 県	の人口	45
(1)	年次別人口の推移	46
(2)	人口動態	47
(3)	市部町村部人口	47
8. 県	の予算	48
(1)	一般会計	48
(2)	特別会計	50
(3)	企業会計	50
9. 職員	数	51
	青森県行政機構図	53

議会のあらし

1. 議会の沿革

(1) 沿革

年号	年 月 日	事 項																									
慶応	4 3 14	五箇条の御誓文が宣布された。																									
明治	元 9 8	明治と改め一世一元の要を定めた。																									
	12 7	陸奥国の区域を二戸郡・三戸郡・北郡・津軽郡とした。																									
	2 6 17	版籍奉還を聴許																									
	9 10	藩制改革の命が出て知事以下の職掌を定めた。																									
	4 7 14	廃藩置県の詔書煥発																									
	9 4	弘前県に斗南県・七戸県・八戸県・黒石県・館県の5県を統合し、弘前県とした。																									
	9 23	青森県と改称（弘前より青森に県庁を移した。）																									
	11 2	民事堂職制を定める。																									
	12 1	県庁開庁式 庶務課・聴訟課・租税課・出納課・管繕課・東京出張所を置く。 弘前・田名部・七戸・八戸・五戸・福山に支庁を置く。																									
	5 9 30	元館県を開拓使管轄に置く。																									
	11 9	太陰暦を廃止し、太陽暦を採用（5年12月3日を6年1月1日とする。）																									
	6 3	大小区制実施（本県は10大区72小区となる。）																									
	5 23	神官、僧侶、村吏の会議（蓮心寺にて150人出席）																									
			<table border="1"> <tbody> <tr> <td>一大区（東津軽郡）</td> <td>15人</td> <td>二大区（南津軽郡）</td> <td>18人</td> </tr> <tr> <td>三大区（中津軽郡）</td> <td>15人</td> <td>四大区（西津軽郡）</td> <td>13人</td> </tr> <tr> <td>五大区（北津軽郡）</td> <td>17人</td> <td>六大区（下北郡）</td> <td>13人</td> </tr> <tr> <td>七大区（上北郡）</td> <td>12人</td> <td>八大区（五戸地方）</td> <td>13人</td> </tr> <tr> <td>九大区（八戸地方）</td> <td>13人</td> <td>十大区（二戸地方）</td> <td>12人</td> </tr> <tr> <td>県 庁 役 人</td> <td>9人</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	一大区（東津軽郡）	15人	二大区（南津軽郡）	18人	三大区（中津軽郡）	15人	四大区（西津軽郡）	13人	五大区（北津軽郡）	17人	六大区（下北郡）	13人	七大区（上北郡）	12人	八大区（五戸地方）	13人	九大区（八戸地方）	13人	十大区（二戸地方）	12人	県 庁 役 人	9人		
	一大区（東津軽郡）	15人	二大区（南津軽郡）	18人																							
	三大区（中津軽郡）	15人	四大区（西津軽郡）	13人																							
	五大区（北津軽郡）	17人	六大区（下北郡）	13人																							
七大区（上北郡）	12人	八大区（五戸地方）	13人																								
九大区（八戸地方）	13人	十大区（二戸地方）	12人																								
県 庁 役 人	9人																										
10 2	村吏職制を改正																										
9 2	県会規則と手続書を制定																										
2 25	初の県会開会（職員93人） ○区戸長をもって県会議員とし、別に投票をもって名望人をこれに加えた。 ○大区長10人・正戸長63人・学区取締10人・名望人10人																										
5 25	陸奥国二戸郡（十大区）は岩手県管轄となる。																										
11 7 1	会計年度改正（7月1日より翌年6月30日迄） （改正前は、1月より12月まで）																										

年号	年 月 日	事 項
明治	11 7 22	三新法公布 ○郡区町村編制法 ○府県会規則 イ 選挙有権者は20歳以上の男子で、地租5円以上を納める者 ロ 議員は25歳以上の男子で、地租10円以上を納め、3年以上居住すること。 ハ 投票は定数5名以内の記名式連記制 ニ 2か年に半数改選 ○地方税規則
	9 13	町村戸長公選法を布達
	10 30	郡区町村編制法により、東津軽郡・西津軽郡・中津軽郡・南津軽郡・北津軽郡・上北郡・下北郡・三戸郡が誕生
	11 6	県会議員選挙手続を布達
12	1 14	町村副戸長を廃し、戸長用所を戸長役場と改正
	1	県会議員選挙（3月1日新県会議員集合）
	3 5	第1回通常県会開会（議員は各郡3人の合計24人）
	3 22	町村会規則布達 ○議員定数はその村の戸数による。 ○選挙権者は満20歳以上の男子で土地を有する者
13	6 2	県会議員選挙手続改正 各郡定員3名を4名とする。
	11 5	府県会規則に常置委員会の事項を追加布告
14	1 27	常置委員諮問条件を布達（委員は7名で構成）
15	1 4	県庁新築落成式
	3 25	県会議事堂開場式
	7 7	県会議員各郡定数改正 東津軽郡4人・西津軽郡4人・中津軽郡5人・南津軽郡5人・北津軽郡4人・上北郡4人・下北郡3人・三戸郡5人・合計34人
17	10 28	会計年度改正（4月1日より翌年3月31日迄（19年度施行））
18	4 4	郡役所に庶務係・事業係・収税係・出納係を設置
21	4 1	市制・町村制公布 但し、施行は22年4月1日より、地方の状況を参酌して府県知事の具申によってなすこと。
22	2 20	町村の分合改称（旧村名は大字とし4月1日より実施）

年号	年 月 日	事 項
明治	22 2 28	府県会議員選挙規則公布
	4 1	市制・町村制施行（本県は1市・5町・165村）
	5 1	第1回市町村会議員選挙施行
	23 5 13	府県制・郡制公布
		○郡に自治体の性格を与えた。 ○府県会規則・区郡会規則を制定、郡区町村編制法廃止
	24 6	府県会議員定数規則を制定
		8 1
	8 21	府県制施行初の県会議員選挙（定員30人）
		○選挙方法は郡会議員の連記複選挙法 ○東津軽郡4人・西津軽郡3人・中津軽郡3人・南津軽郡5人・北津軽郡3人・上北郡3人・下北郡1人・三戸郡6人・弘前市2人
	29 4 1	本県為替方を県金庫と改称
	30 10 20	牧知事の不信任案可決（26日、県会は解散を命ぜられた。）
		12 1
	32 3 16	府県制・郡制改正（府県に法人格を認む。）
		9 25
	36 9 25	県会議員選挙
	38 4 18	地方官官制改正（書記官を事務官とする。）
		6 15
	40 9 25	県会議員選挙（定員30人）
		東津軽郡3人・西津軽郡3人・中津軽郡3人・南津軽郡5人・北津軽郡3人・上北郡3人・下北郡1人・三戸郡5人・青森市2人・弘前市2人
	44 9 25	県会議員定数改正・選挙（定員30人）
東津軽郡3人・西津軽郡3人・中津軽郡3人・南津軽郡4人・北津軽郡3人・上北郡3人・下北郡2人・三戸郡5人・青森市2人・弘前市2人		
大正	3 6 23	府県制改正（7月1日より施行）
	11 16	この県会で県会議員1人増員（三戸郡5人から6人・4年9月より適用）

年号	年 月 日	事 項
大正	4 9 25	県会議員選挙（定員 31 人）
	10 4 12	郡制廃止に関する法律公布
	12 9 25	県会議員選挙定数改正（中津軽郡と弘前市 1 人減・上北郡 1 人増）
	15 4 16	県会議員定数改正（定員 32 人）
	6 24	府県・市・町村制改正 制限選挙廃止・普通選挙制とする。
昭和	7 1	郡役所廃止
	2 9 25	県会議員選挙（定員 32 人） 東津軽郡 3 人・西津軽郡 3 人・中津軽郡 3 人・南津軽郡 4 人・北津軽郡 3 人・上北郡 4 人・下北郡 2 人・三戸郡 6 人・青森市 3 人・弘前市 1 人
	3 2 20	普通選挙法による第 1 回総選挙
	4 11 10	県会議事堂竣工
	6 7 15	この県会で県会議員定数改正（定員 33 人） 東津軽郡 3 人・西津軽郡 3 人・中津軽郡 3 人・南津軽郡 4 人・北津軽郡 3 人・上北郡 4 人・下北郡 2 人・三戸郡 4 人・弘前市 2 人・青森市 3 人・八戸市 2 人
	9 25	県会議員選挙
	9 3 8	町村合併勧奨
	10 9 25	県会議員選挙
	12 9 18	臨時県会開会（非常時局打開のため）
	14 7 10	この臨時県会で県会議員定数改正（定員 35 人・青森市と南津軽郡 1 人増）
	9 25	県会議員選挙（定員 35 人）
	18 6	府県制改正 ○府県会の構成・府県参事会の権限・委員制度の活動 ○市町村制改正 ○市町村会の議決事項を制限列举主義に改正 ○市町村長に助役の選任権を認めた。 ○町村会中心主義から町村長中心主義に改正
	20 6 10	地方協議会廃止・地方総監付設置
	7 28	青森市空襲
	9 29	戦時中の諸法令の廃止
12 1	終戦初の県会開会	

年号	年 月 日	事 項
昭和	21 4 10	初の民主選挙（衆議院議員） ○婦人参政権獲得 ○府県制・市制・町村制の根本的改正 ○地方自治第1次改革 ○住民参政権の範囲拡充 ○議会権限拡充 ○知事・市町村長の直接公選制の採用 ○選挙管理委員会・監査委員制の採用 ○直接請求権の採用
	11	公職追放令の拡充 県会議員15人（定員36人）が追放となり、過半数に達せず招集不能、 参事会がこれを代行した。（22年まで）
	11 3	日本国憲法公布（5月3日施行）
	22 4 5	初の知事選挙（津島文治氏当選）
	4 17	地方自治法公布（5月3日施行） ○行政上に自主・自立性確立 ○都道府県議会に事務局を置く。 ○参事会制度の廃止 ○常任委員会制定（総務・教育民生・経済・農地・土木・警察の各 委員会を組織）
	4 20	参議院議員選挙
	4 25	衆議院議員選挙
	4 30	県議会議員選挙（定数47人） （婦人議員1人当選） 東津軽郡5人・西津軽郡4人・中津軽郡3人・南津軽郡7人・北 津軽郡4人・上北郡6人・下北郡3人・三戸郡5人・弘前市3人・ 青森市3人・八戸市4人
	5 15	第1回臨時議会、議事堂使用不能のため県立青森工業学校で開会
	24 6 1	地方自治庁設置
	25 4 15	公職選挙法公布
	26 4 30	県議会議員選挙（定数50人） 東津軽郡4人・西津軽郡4人・中津軽郡4人・南津軽郡7人・北 津軽郡4人・上北郡7人・下北郡4人・三戸郡5人・青森市4人・ 弘前市3人・八戸市4人
	6 30	青森県議会事務局設置条例公布
	27 8 1	自治庁設置

年号	年 月 日	事 項
昭和	29 6 2	県議会常任委員会改組 総務文教・民生労働・農林商工・水産農地・土木・衛生
	30 3 17	県議会議員定数条例の一部改正（定数 50 人） 東津軽郡 3 人・南津軽郡 5 人・西津軽郡 4 人・北津軽郡 3 人・中津軽郡 4 人・上北郡 7 人・下北郡 4 人・八戸市 4 人・三戸郡 5 人・黒石市 1 人・青森市 6 人・五所川原市 1 人・弘前市 3 人
	4 23	県議会議員選挙（定数 50 人） 青森県議会委員会条例公布
	31 9 28	県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員数に関する条例（定数 51 人） 東津軽郡 2 人・西津軽郡 4 人・南津軽郡 4 人・北津軽郡 3 人・上北郡 5 人・下北郡 4 人・三戸郡 4 人・青森市 7 人・弘前（含中津軽郡） 6 人・八戸市 5 人・黒石市 2 人・五所川原市 2 人・十和田市 2 人・三沢市 1 人
	34 4 23	県議会議員選挙（定数 51 人） 議事堂新築のため取壊し、県議会事務局を元教育庁舎跡に移転
	34 8 15	県立図書館ホールで臨時県議会開会
	35 7 1	自治庁設置法改正により自治省に昇格
	12 23	新議会議事堂完成（36 年 1 月竣工式）
	36 6 8	地方議会議員互助年金法成立
	38 4 17	県議会議員選挙（定数 52 人） 東津軽郡 2 人・西津軽郡 4 人・南津軽郡 4 人・北津軽郡 3 人・上北郡 5 人・下北郡 2 人・三戸郡 4 人・弘前市（含中津軽郡） 6 人・青森市 8 人・八戸市 6 人・黒石市 2 人・五所川原市 2 人・十和田市 2 人・三沢市 1 人・むつ市 1 人
	40 6 3	地方公共団体の議会の解散に関する特例法制定
	42 4 15	県議会議員選挙（定数 51 人） 東津軽郡 2 人・西津軽郡 3 人・南津軽郡 4 人・北津軽郡 3 人・上北郡 5 人・下北郡 2 人・三戸郡 4 人・青森市 8 人・弘前市（含中津軽郡） 6 人・八戸市 7 人・黒石市 1 人・五所川原市 2 人・十和田市 2 人・三沢市 1 人・むつ市 1 人
	46 4 11	県議会議員選挙（定数 51 人）
	47 3 25	青森県議会委員会条例の一部改正（常任委員会の名称の変更） 青森県議会事務局条例の全部改正
	48 7 2	青森県議会委員会条例の一部改正（常任委員会の所管事項の改正）
	49 3 29	青森県議会委員会条例の一部改正（常任委員会の所管事項の改正）

年号	年 月 日	事 項
昭和	49 10 8	青森県議会委員会条例の一部改正（常任委員会の所管事項の改正）
	10 17	青森県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員数に関する条例の一部を改正する条例公布（定数 52 人） 東津軽郡 2 人・西津軽郡 3 人・南津軽郡 4 人・北津軽郡 3 人・上北郡 4 人・下北郡 2 人・三戸郡 4 人・弘前市（含中津軽郡） 6 人・青森市 9 人・八戸市 8 人・黒石市 1 人・五所川原市 2 人・十和田市 2 人・三沢市 1 人・むつ市 1 人
	50 3 29	青森県議会委員会条例の一部改正（定数改正） 総務企画委員会（9 人）・環境厚生労働委員会（8 人）・農林委員会（9 人）・水産商工生活委員会（8 人）・文教公安委員会（9 人）・土庫公営企業委員会（9 人）
	4 13	県議会議員選挙（定数 52 人）
	52 1 6	青森県議会会議規則の一部改正 （議会運営上実態に沿うよう改め、議事運営の能率化を図る。）
	6 6	青森県議会委員会条例の一部改正 （委員の改選を任期満了前に行うため）
	53 3 25	青森県議会委員会条例の一部改正（常任委員会の名称等の改正）
	10 14	青森県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員数に関する条例の一部改正条例公布（定数 52 人） 東津軽郡 2 人・西津軽郡 3 人・南津軽郡 4 人・北津軽郡 3 人・上北郡 4 人・下北郡 2 人・三戸郡 3 人・弘前市（含中津軽郡） 6 人・青森市 9 人・八戸市 8 人・黒石市 1 人・五所川原市 2 人・十和田市 2 人・三沢市 1 人・むつ市 2 人
	53 11 1	青森県議会百年記念式典挙行（記念誌発行）
	54 4 8	県議会議員選挙（定数 52 人）
	57 10 14	青森県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員数に関する条例の一部改正条例公布（法定定数 53 人、条例定数 52 人） 東津軽郡 2 人・西津軽郡 3 人・南津軽郡 4 人・北津軽郡 3 人・上北郡 4 人・下北郡 2 人・三戸郡 3 人・弘前市（含中津軽郡） 6 人・青森市 9 人・八戸市 8 人・黒石市 1 人・五所川原市 2 人・十和田市 2 人・三沢市 1 人・むつ市 2 人
	58 4 10	県議会議員選挙（定数 52 人）

年号	年 月 日	事 項
昭和	61 12 23	青森県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員数に関する条例の一部改正条例公布（法定定数 53 人、条例定数 51 人） 東津軽郡 1 人・西津軽郡 3 人・南津軽郡 4 人・北津軽郡 3 人・上北郡 4 人・下北郡 2 人・三戸郡 3 人・弘前市（含中津軽郡） 6 人・青森市 9 人・八戸市 8 人・黒石市 1 人・五所川原市 2 人・十和田市 2 人・三沢市 1 人・むつ市 2 人
	62 4 12	県議会議員選挙（定数 51 人）
平成	4 30	青森県議会委員会条例の一部改正（定数改正） 総務企画委員会（9 人）・環境厚生委員会（8 人）・農林委員会（9 人）・水産商工労働委員会（8 人）・文教公安委員会（8 人）・土木公営企業委員会（9 人）
	63 11 1	青森県議会傍聴規則の一部改正
	元 4 3	青森県議会会議規則の一部改正（県の休日を休会とする。）
	3 4 7	県議会議員選挙（定数 51 人）
	7 9	青森県議会委員会条例の一部改正（参考人の出席）
	12 10	青森県議会委員会条例の一部改正（議会運営委員会の設置） 青森県議会会議規則の一部改正（議会運営委員会の設置）
	5 3 5	青森県議会委員会条例の一部改正（常任委員会の名称等の改正）
	10 1	青森県議会傍聴規則の一部改正
	6 11 29	第 200 回定例会記念式典挙行
	7 4 9	県議会議員選挙（定数 51 人）
	12 22	政治倫理の確立のための青森県議会議員の資産等の公開に関する条例の制定（8.1.1 施行）
	8 3 21	青森県議会委員会条例の一部改正（常任委員会の名称等の改正）
	9 3 24	青森県議会委員会条例の一部改正（常任委員会の所管事項の改正）
	10 3 20	青森県議会委員会条例の一部改正（常任委員会の所管事項の改正）
	6 24	青森県議会委員会条例の一部改正（常任委員の選任方法の改正）
	11 4 11	県議会議員選挙（定数 51 人）
10 12	青森県情報公開条例及び青森県個人情報保護条例の一部改正（県議会が実施機関として加わる。）	
12 3 22	青森県議会委員会条例の一部改正（地方自治法改正に伴う所要整備）	
13 3 13	青森県政務調査費の交付に関する条例の制定（13. 4. 1 施行）	
3 23	青森県議会委員会条例の一部改正（常任委員会の名称等の改正）	
14 3 22	青森県議会会議規則の一部改正（議員派遣の法制化（地方自治法の改正）に伴い、議会の議決により議員を派遣することができることとした。）	

年号	年 月 日	事 項
平成	14 6 28	青森県議会議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部改正（議員派遣に係る規定の整備） 青森県政務調査費の交付に関する条例の一部改正（地方自治法改正に伴う所要整理）
	12 16	青森県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員数に関する条例の一部改正（地方自治法改正に伴う所要整備）
	15 3 18	青森県議会委員会条例の一部改正（常任委員会の所管事項の改正）
	4 13	県議会議員選挙（定数 51 人）
	9 22	青森県議会委員会条例の一部改正（常任委員会の所管事項の改正）
	16 3 22	青森県議会委員会条例の一部改正（常任委員会の所管事項の改正）
	6 22	青森県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決すべきものとして定める条例の制定
	12 16	青森県議会議員の選挙区の特例に関する条例の制定 青森県議会委員会条例の一部改正（常任委員会の所管事項の改正）
	17 3 23	青森県議会委員会条例の一部改正（常任委員会の所管事項の改正）
	18 3 23	青森県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員数に関する条例の一部改正（法定定数 52 人、条例定数 48 人） 東津軽郡 1 人・西津軽郡 1 人・南津軽郡 1 人・北津軽郡 1 人・上北郡 4 人・三戸郡 3 人・青森市 10 人・弘前市 6 人・八戸市 8 人・黒石市 1 人・五所川原市 3 人・十和田市 2 人・三沢市 1 人・むつ市 3 人・つがる市 1 人・平川市 2 人
		青森県議会委員会条例の一部改正（常任委員会の名称等の改正）
	19 3 15	青森県議会委員会条例の一部改正（地方自治法及び議員定数の改正等に伴う改正） 青森県議会会議規則の一部改正（地方自治法及び議員定数の改正等に伴う改正）
	4 8	県議会議員選挙（定数 48 人）

(2) 歴代正・副議長

(議 長)

歴代	氏名	就任年月日	歴代	氏名	就任年月日
1	大道寺 繁 禎	明治 12. 3. 3	38	中 島 清 助	昭和 26. 5. 10
2	大道寺 繁 禎	14. 3. 10	39	大 島 勇太郎	30. 5. 13
3	長谷川 良 八	15. 3. 25	40	田 沢 吉 郎	32. 12. 20
4	長谷川 良 八	16. 3. 5	41	菅 原 光 珀	34. 5. 8
5	本 田 庸 一	17. 6. 23	42	小 倉 豊	36. 10. 30
6	大道寺 繁 禎	19. 3.	43	三 浦 道 雄	38. 5. 4
7	小田桐 勝 英	19. 11.	44	三 村 泰 右	39. 6. 18
8	寺 井 純 司	20. 4. 20	45	毛 内 豊 吉	40. 10. 2
9	寺 井 純 司	21. 3. 16	46	白 鳥 大 八	42. 5. 6
10	榊 喜洋芽	23. 3. 26	47	古 瀬 兵 次	44. 12. 8
11	小山内 鉄 弥	23. 11. 10	48	寺 下 岩 藏	46. 5. 8
12	源 晟	24. 9. 25	49	小 坂 甚 義	47. 6. 30
13	源 晟	26. 6. 11	50	小 野 清 七	48. 12. 19
14	奈須川 光 宝	27. 11. 26	51	中 村 富士夫	50. 5. 10
15	奈須川 光 宝	28. 9. 28	52	山 田 寅 三	51. 6. 22
16	奈須川 光 宝	31. 2. 5	53	藤 田 重 雄	52. 12. 16
17	榊 喜洋芽	32. 6. 24	54	秋 田 正	54. 5. 11
18	榊 喜洋芽	32. 10. 25	55	菊 池 利一郎	55. 7. 14
19	石郷岡 文 吉	36. 10. 27	56	脇 川 利 勝	56. 12. 19
20	榊 喜洋芽	37. 12. 14	57	吉 田 博 彦	58. 5. 10
21	石郷岡 文 吉	40. 10. 23	58	石 田 清 治	59. 10. 12
22	佐 田 正之丞	41. 8. 11	59	今 井 盛 男	61. 3. 24
23	北 山 一 郎	44. 10. 13	60	原 田 一 實	62. 5. 12
24	阿 部 武智雄	大正 4. 10. 6	61	工 藤 省 三	平成元. 3. 20
25	北 山 一 郎	5. 10. 16	62	鳴 海 広 道	3. 5. 13
26	遠 山 景 三	8. 10. 21	63	小 原 文 平	4. 10. 15
27	小 泉 辰之助	11. 11. 13	64	佐 藤 寿	5. 12. 17
28	小 泉 辰之助	12. 10. 12	65	高 橋 長次郎	7. 5. 10
29	河 野 栄 藏	13. 11. 17	66	高 橋 弘 一	9. 8. 28
30	近 藤 喜 衛	昭和 2. 8. 5	67	毛 内 喜代秋	10. 10. 12
31	高 杉 平 治	2. 10. 25	68	太 田 定 昭	11. 5. 12
32	川 村 亨	3. 12. 5	69	秋 田 柁 則	12. 10. 11
33	小 泉 辰之助	6. 10. 30	70	富 田 重次郎	13. 12. 18
34	福 士 永一郎	10. 10. 22	71	上 野 正 藏	15. 5. 14
35	藤 田 重太郎	14. 10. 21	72	山 内 和 夫	16. 6. 25
36	金 沢 慶 藏	19. 11. 17	73	成 田 一 憲	17. 12. 9
37	桜 田 清 芽	22. 5. 15	74	神 山 久 志	19. 5. 9

(副 議 長)

歴代	氏名	就任年月日	歴代	氏名	就任年月日
1	浦田昌清	明治 12. 3. 3	37	白鳥大八	昭和 32. 12. 20
2	岩泉正意	13. 4. 27	38	小坂甚義	33. 6. 3
3	長谷川良八	14. 3. 10	39	外川鶴松	34. 5. 8
4	赤石行三	15. 3. 25	40	中村拓道	36. 10. 30
5	本田庸一	16. 3. 5	41	藤田重雄	38. 5. 6
6	小田桐勝英	17. 6. 23	42	米沢鉄五郎	40. 6. 11
7	小田桐勝英	19. 3.	43	秋山皇二郎	42. 5. 6
8	寺井純司	19. 11.	44	茨島豊蔵	44. 10. 7
9	櫛引英八	20. 4. 20	45	秋田正	46. 5. 8
10	榊喜洋芽	20. 11. 15	46	岡山久吉	47. 6. 30
11	奈須川光宝	21. 3. 16	47	工藤重行	48. 12. 19
12	奈須川光宝	23. 3. 26	48	松尾官平	50. 5. 10
13	源 晟	23. 11. 10	49	福沢芳穂	51. 6. 22
14	佐藤恭助	24. 9. 25	50	成田芳造	52. 12. 16
15	佐藤恭助	26. 6. 11	51	滝沢章次	54. 5. 11
16	斎藤常太郎	28. 9. 28	52	佐藤寿	55. 7. 14
17	蒲田 広	31. 2. 5	53	神 四平	56. 12. 19
18	関 春茂	33. 10. 25	54	中里信男	58. 5. 10
19	広田牧人	37. 10. 27	55	毛内喜代秋	59. 10. 12
20	阿部武智雄	40. 10. 23	56	野沢 剛	61. 3. 24
21	遠山景三	44. 10. 13	57	森内 勇	62. 5. 12
22	今泉秀雄	大正 4. 10. 6	58	山内和夫	平成元. 3. 20
23	小泉辰之助	8. 10. 21	59	芳賀富弘	3. 5. 13
24	今泉秀雄	11. 11. 13	60	澤田 啓	4. 2. 28
25	河野栄蔵	12. 10. 22	61	清藤六郎	5. 12. 17
26	高杉平治	13. 11. 17	62	丸井 彪	7. 5. 10
27	杉山久之丞	昭和 2. 10. 25	63	長峰一造	9. 8. 28
28	松尾節三	6. 10. 30	64	中村寿文	10. 10. 12
29	成田匡之進	10. 10. 22	65	間山隆彦	11. 5. 12
30	金沢慶蔵	14. 10. 21	66	平井保光	12. 10. 11
31	桜田清芽	19. 11. 17	67	神山久志	13. 12. 18
32	中野吉太郎	22. 5. 15	68	小比類卷雅明	14. 9. 10
33	近藤喜一	24. 11. 5	69	小比類卷雅明	15. 5. 14
34	中島清助	25. 7. 3	70	西谷 洌	16. 6. 25
35	中村清次郎	26. 5. 10	71	滝沢 求	17. 12. 9
36	阿部敏雄	30. 5. 13	72	大見光男	19. 5. 9

2. 議会の組織

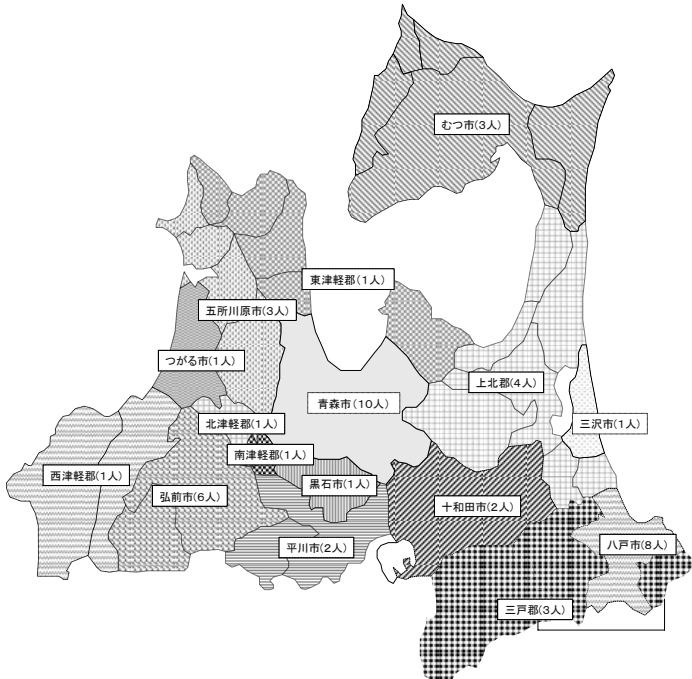
(1) 議員定数

ア 議員定数の変遷（府県会規則制定以降）

改正	明治 12年	〃 13年	〃 15年	〃 24年	大正 4年	〃 12年	昭和 2年	〃 6年	〃 14年	〃 22年	〃 26年	〃 34年	〃 38年	〃 42年	〃 50年	〃 62年	平成 18年
定数	24人	32人	34人	30人	31人	30人	32人	33人	35人	47人	50人	51人	52人	51人	52人	51人	48人

イ 選挙区別議員定数（平成19年3月30日施行）

選挙区	定数	選挙区	定数	選挙区	定数
東津軽郡	1人	青森市	10人	三沢市	1人
西津軽郡	1人	弘前市	6人	むつ市	3人
南津軽郡	1人	八戸市	8人	つがる市	1人
北津軽郡	1人	黒石市	1人	平川市	2人
上北郡	4人	五所川原市	3人		
三戸郡	3人	十和田市	2人	計16選挙区	48人

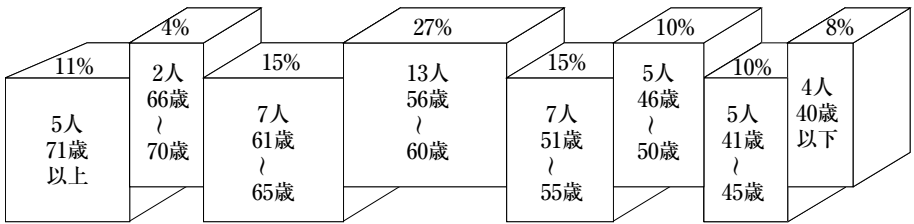


(2) 議員名簿

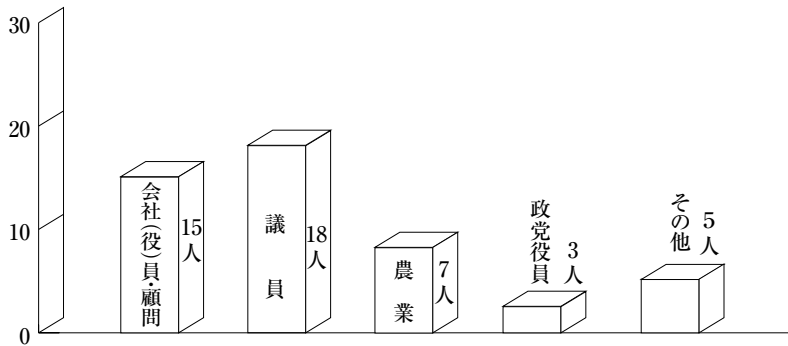
選挙区 (定数)	氏名	会派	住所	生年月日	年齢	職業	当選回数
東津軽郡 (1名)	神山 久志	自民	外ヶ浜町字蟹田156	昭和22年5月5日	60	商業	6
西津軽郡 (1名)	工藤 兼光	自民	鎌ヶ沢町大字長平町字甲音羽山59の2	昭和18年8月12日	63	議員	2
南津軽郡 (1名)	阿部 広悦	自民	藤崎町大字藤崎字村井52の3	昭和23年1月18日	59	会社役員	4
北津軽郡 (1名)	相川 正光	自民	鶴田町大字中野字種元31の1	昭和28年10月29日	53	農業	2
上北郡 (4名)	三村 輝文	公・健	おいらせ町下明堂30の10	昭和5年5月5日	77	農業	6
	斗賀 寿一	新政会	東北町字上笹橋17	昭和19年7月2日	62	会社役員	4
	中谷 純逸	自民	野辺地町字野辺地366	昭和24年8月16日	57	議員	3
	工藤 慎康	自民	七戸町字道ノ上63の4	昭和45年3月21日	37	会社員	1
三戸郡 (3名)	北 紀一	新政会	五戸町字市川道十文字3の10	昭和16年6月26日	65	議員	4
	松尾 和彦	新政会	三戸町大字八日町12	昭和38年5月9日	44	農業法人代表	2
	夏堀 浩一	自民	南部町大字苔米地字町中22	昭和29年1月15日	53	獣医師	1
青森市 (10名)	山内 和夫	自民	青森市栄町一丁目7の12	昭和6年7月18日	75	社会福祉法人理事	8
	鹿内 博	県ク	青森市浜田二丁目7の6	昭和23年3月4日	59	議員	5
	諏訪 益一	共産	青森市千富町一丁目3の28	昭和20年2月25日	62	政党役員	4
	森内之保留	自民	青森市松原二丁目3の16	昭和39年7月6日	42	会社役員	3
	伊吹 信一	公・健	青森市富田五丁目27の3	昭和35年10月12日	46	政党役員	2
	高橋 修一	自民	青森市港町二丁目10の30	昭和45年7月19日	36	議員	1
	奈良岡克也	社・農	青森市千刈一丁目4の11	昭和26年1月21日	56	会社員	1
	古村 一雄	県ク	青森市浪岡大字高屋敷字宅社元2の1	昭和19年11月3日	62	農業	1
	一戸富美雄	ク林檎	青森市桜川九丁目8の25	昭和31年7月10日	50	会社員	1
渋谷 哲一	無	青森市茶屋町26の5	昭和36年9月28日	45	議員	1	
弘前市 (6名)	西谷 洵	自民	弘前市大字山下町10	昭和19年8月20日	62	会社役員	4
	山内 崇	自民	弘前市大字文京町7の21	昭和30年5月11日	52	議員	4
	三上 隆雄	社・農	弘前市大字五所字野沢11の1	昭和8年11月2日	73	農業	3
	岡元 行人	自民	弘前市大字浜の町東三丁目3の15	昭和39年4月19日	43	議員	2

選挙区 (定数)	氏名	会派	住所	生年月日	年齢	職業	当選回数
弘前市 (6名)	安藤 晴美	共産	弘前市清原四丁目16の9	昭和27年1月1日	55	議員	1
	川村 悟	克林橋	弘前市青山一丁目13の13	昭和22年12月26日	59	議員	1
八戸市 (8名)	中村 寿文	大心会	八戸市青葉三丁目28の1	昭和14年8月4日	67	議員	6
	滝沢 求	自民	八戸市大字沢里字沢里山43の13	昭和33年10月11日	48	会社役員	4
	田名部定男	新政会	八戸市石堂一丁目2の27	昭和21年6月19日	60	議員	4
	清水 悦郎	自民	八戸市小中野三丁目20の9	昭和24年5月30日	58	商業	3
	熊谷 雄一	自民	八戸市南類家一丁目26の7 コーポリシエスA202	昭和37年9月7日	44	会社役員	2
	山内 正孝	新政会	八戸市大字尻内字蛇ノ沢11	昭和26年1月1日	56	農業	2
	山田 知	大心会	八戸市大字新井田字山道3の6	昭和45年2月20日	37	議員	2
畠山 敬一	公・健	八戸市南白山台二丁目7の14	昭和30年8月11日	51	政党役員	1	
黒石市 (1名)	高樋 憲	自民	黒石市大字乙徳兵衛町3	昭和33年5月3日	49	会社役員	4
五所川原市 (3名)	成田 一憲	自民	中泊町大字薄市字玉清水42の1	昭和14年1月1日	68	農業	6
	今 博	新政会	五所川原市みどり町四丁目124 の9	昭和26年4月4日	56	会社顧問	2
	櫛引ユキ子	自民	五所川原市大字飯詰字皆瀬1の2	昭和28年6月12日	53	会社役員	1
十和田市 (2名)	田中 順造	自民	十和田市西二十二番町28の12	昭和25年3月17日	57	議員	5
	丸井 裕	自民	十和田市西二十一番町48の29の 16	昭和31年12月8日	50	議員	2
三沢市 (1名)	小松山吉紀	自民	三沢市岡三沢二丁目7の11	昭和25年5月27日	57	議員	1
むつ市 (3名)	菊池 健治	自民	むつ市大字田名部字下道4	昭和10年3月15日	72	議員	6
	大見 光男	自民	大間町大字大間字大間76の2	昭和5年12月21日	76	会社役員	3
	越前 陽悦	自民	むつ市大平町34の20	昭和20年7月12日	61	議員	3
つがる市 (1名)	三橋 一三	自民	つがる市木造筒木坂鳥谷沢16の 43	昭和43年1月8日	39	会社役員	2
平川市 (2名)	長尾 忠行	自民	平川市広船広沢342	昭和24年3月10日	58	農業	4
	中村 弘	自民	平川市尾上栄松127	昭和29年1月16日	53	会社役員	3

(3) 年齢別構成



(4) 職業別構成



(5) 当選回数別構成

当選回数	8回	7回	6回	5回	4回	3回	2回	1回
議員数	1人 (2%)	0人 (0%)	5人 (10%)	2人 (4%)	10人 (21%)	7人 (15%)	11人 (23%)	12人 (25%)

(6) 所属党派別構成

党派別	自由民主党	新政会	公明・健政会	日本共産党	社民・農県民連合	県民クラブ	大心会	クラブ林檎	無所属
議員数	28 (59%)	6 (13%)	3 (6%)	2 (4%)	2 (4%)	2 (4%)	2 (4%)	2 (4%)	1 (2%)

(平成 19 年 5 月末現在)

3. 議会の運営

(1) 定例会及び臨時会

定例会は、条例で年4回と規定されており、概ね2月、6月、9月及び12月に開かれている。なお、臨時会は必要の都度開かれる。

平成12年以降の会期及び議案数等は次のとおりである。

年	区 分	期 間	会 期			議 案 数			質 問 者 数		
			計	開会	休会	計	知事	議員	一般	緊急	質疑
12	221回定例会	2.23～3.22	29	9	20	191	187	4	18	-	10
	222回定例会	6.29～7.13	15	6	9	39	35	4	12	-	5
	86回臨時会	8.21～8.23	3	2	1	1	1	-	-	-	5
	223回定例会	9.25～10.11	17	7	10	43	41	2	16	-	7
	224回定例会	12.1～12.15	15	6	9	45	42	3	12	-	6
13	225回定例会	2.23～3.23	29	9	20	107	103	4	17	-	9
	226回定例会	6.15～6.29	15	6	9	37	34	3	12	-	5
	227回定例会	9.25～10.11	17	7	10	41	39	2	16	-	5
	228回定例会	12.3～12.18	16	7	9	42	38	4	12	-	7
14	229回定例会	2.22～3.22	29	9	20	124	120	4	18	-	12
	230回定例会	6.14～6.28	15	6	9	40	34	6	12	-	7
	231回定例会	9.10～9.27	18	7	11	43	41	2	16	-	13
	232回定例会	12.2～12.16	21	6	15	54	51	3	12	-	8
15	233回定例会	2.24～3.18	23	8	15	110	103	7	14	-	12
	87回臨時会	5.14～5.16	3	3	-	10	10	-	-	-	3
	234回定例会	7.16～7.31	16	6	10	41	35	6	12	-	7
	235回定例会	9.16～10.2	17	7	10	42	37	5	16	-	6
	236回定例会	11.21～12.12	22	6	16	51	50	1	12	-	2
16	237回定例会	2.24～3.22	28	9	19	137	132	5	18	-	13
	238回定例会	6.11～6.25	15	6	9	16	15	1	12	-	8
	239回定例会	9.22～10.8	17	7	10	30	30	-	16	-	7
	240回定例会	11.26～12.16	21	6	15	50	48	2	12	-	8
17	241回定例会	2.23～3.23	29	9	20	125	124	1	18	-	17
	242回定例会	6.16～6.30	15	6	9	40	37	3	12	-	7
	243回定例会	9.22～10.11	20	7	13	48	42	6	15	-	13
	244回定例会	11.18～12.9	22	6	16	68	67	1	12	-	10
18	245回定例会	2.23～3.23	29	9	20	129	121	8	18	-	12
	246回定例会	6.15～6.29	15	6	9	47	43	4	12	-	7
	88回臨時会	7.18～7.20	3	2	1	4	1	3	-	-	7
	247回定例会	9.22～10.10	19	7	12	35	31	4	16	-	7
19	248回定例会	11.21～12.12	22	6	16	29	27	2	11	-	6
	249回定例会	2.21～3.15	23	8	15	112	107	5	14	-	12
	89回臨時会	5.9～5.11	3	3	-	11	10	1	-	-	6

(2) 本会議

ア 会議時間

会議時間は午前 10 時に始めると定められているが、必要により繰り上げることができる。

なお、申し合わせにより、開議時刻は午前 10 時 30 分としている。

イ 審議の順序

原則は次のとおりであるが一部省略することがある。

議案上程→提案理由説明→一般質問→質疑→委員会付託（委員会審査）→委員長報告→討論→採決

ウ 発言は通告制を原則とし、一般質問と議案に対する質疑とは区別して行っている。

原則としては、質問時間の制限はないことになっているが、申し合わせにより、代表的な一般質問（2 月定例会のみ）は 50 分以内、一般質問（毎定例会）は 30 分以内、議案に対する質疑は 15 分以内としてそれぞれ行っている。

エ 委員会への付託

議案、請願（陳情）は所管別に関係委員会に付託する。

当初予算案及び決算については特別委員会を設置して一括審査している。

オ 委員会の審査結果

所管委員会の委員長が口頭をもって報告を行っている。

カ 採決

通常は異議の有無をはかる方法及び起立による採決方法をとっているが、記名投票又は無記名投票の場合もある。

(3) 議会運営委員会

1. 所管事項

以下の事項に関する調査を行い、議案、陳情等を審査する。

- (1) 議会の運営に関する事項
- (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- (3) 議長の諮問に関する事項

2. 正副委員長・委員氏名・定数

(平成19年5月9日選任・互選)

正・副委員長	委 員		オブザーバー	委員定数
委員長 田中順造	高 樋 憲 清 水 悦 郎 相 川 正 光	今 博 (新政会)	畠 山 敬 一 (公・健) 諏 訪 益 一 (共産党)	10人
副委員長 中村弘	熊 谷 雄 一 三 橋 一 三 小 松 山 吉 紀 櫛 引 ユキ子 (自民党)		三 上 隆 雄 (社・農) 古 村 一 雄 (県民ク) 山 田 知 (大心会) 一 戸 富美雄 (ク林檎)	

(平成19年5月末現在)

3. 委員の選任及び任期

委員は、所属議員5人以上の会派に、それらの会派の所属議員数の比率により割り当てる。ただし、所属議員5人以上の会派が1会派のときは、その会派に次いで所属議員数の多い会派(2以上の会派が該当するときは、それらの会派の意見を聴いて議長が定める会派)に1人を割り当てる。

なお、委員が選任されていない会派は、オブザーバー1人を会議に出席させることができる。

任期は、一般選挙により選挙された議員の任期が始まる日以後において最初に選任される日から翌々年の3月31日まで及びその日の翌日から議員の任期満了の日までとなっている。

(4) 常任委員会

ア 委員会名、定数、所管事項、正副委員長・委員氏名

(平成19年5月10日選任・互選)

委員会名	定数	所管事項
		委員名
総務企画	8人	総務部、企画政策部、出納局、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会及び議会事務局の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項
		委員長 清水悦郎 副委員長 三橋一三 山内和夫 高橋光男 古村正一 村雄 洪谷哲一
環境厚生	8人	環境生活部、健康福祉部及び病院局の所管に属する事項
		委員長 滝沢求 副委員長 工藤兼光 菊池健治 山内崇 北紀一 伊吹信一 櫛引ユキ子 安藤晴美
農林水産	8人	農林水産部、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の所管に属する事項
		委員長 高樋憲 副委員長 松尾和彦 成田一 憲 三村輝文 中村弘 三上隆雄 丸井裕 工藤慎康
商工労働 エネルギー	8人	商工労働部、エネルギー総合対策局及び労働委員会の所管に属する事項
		委員長 中谷純逸 副委員長 岡元行人 中村寿文 鹿内博博 阿部広悦 今岡博也 夏堀浩一 奈良岡克也
文教公安	8人	教育委員会及び公安委員会の所管に属する事項
		委員長 田名部定男 副委員長 熊谷雄一 神山久志 田中順造 森内之保留 小松山吉紀 嶋山敬一 一戸富美雄
建設	8人	県土整備部及び収用委員会の所管に属する事項
		委員長 長尾忠行 副委員長 相川正光 諏訪益一 西谷陽浏 斗賀寿一 越前村悦 山田知 川村悟

(平成19年5月末現在)

イ 委員の選任及び任期

選任は各会派から各常任委員会の候補者を申し出させ、議会運営委員会において調整決定し、議長が会議に諮って指名する。

任期は4月1日から翌年3月31日までとなっている。ただし、議員の任期中、最初の常任委員の任期は選任の日から翌年3月31日まで及び最後の常任委員の任期は議員の任期満了の日の前年の4月1日から議員の任期満了の日までとなっている。

ウ 委員会の開催状況

議会の開会中は、本会議から付託された議案及び請願・陳情の審査のため委員会を開いている。

なお、閉会中は継続審査案件、議決による所管事項の調査等のため、月1回程度開いている。

エ 県内外調査

各常任委員会は、管内の出先機関、現場等の現地調査を実施しているほか、他都道府県の実情調査を実施している。

(5) 特別委員会

特別委員会は議会の議決によって必要の都度設置される。また、特別委員会としては、当初予算の審査をする予算特別委員会、決算の審査をする決算特別委員会が設置されるのが通例となっている。

(平成19年6月15日選任・互選)

特別委員会名	定数	付 託 事 項	
		委 員 名	
新幹線・鉄道問題対策特別委員会	18人	新幹線の早期完成及び県内鉄道の整備促進について	
		(委員長) 山内和夫 (副委員長) 中谷純逸	(委員) 成田一憲 今 博 中村寿文 伊吹信一 諏訪益一 小桧山吉紀 山内 崇 工藤慎康 高樋 憲 古村一雄 斗賀寿一 奈良岡克也 越前陽悦 一戸富美雄 森内之保留 熊谷雄一

(平成19年6月末現在)

(陳 情)

区分 年次	前 年 よりの 継続分	受 理	審 査 結 果				審 議 未 了	処 理 合 計
			採 択	不採択	取 り 下 げ	継 続 審 査		
12	4	4	3	4	1	-	-	8
13	-	2	1	1	-	-	-	2
14	-	1	1	-	-	-	-	1
15	-	5	1	4	-	-	-	5
16	-	5	-	4	1	-	-	5
17	-	4	-	3	-	1	-	4
18	1	1	-	2	-	-	-	2

(7) 議会の傍聴

本会議を傍聴しようとする者は、傍聴券又は傍聴章の交付を受けなければならない。

なお、一般傍聴者は、県議会受付に住所、氏名、年齢等を申し出て傍聴券の交付を受ければ傍聴することができるが、危険のおそれのある物品を携帯する者、酒気を帯びている者及び拡声器、録音機、写真機の類を携帯している者等は傍聴席に入場できない。

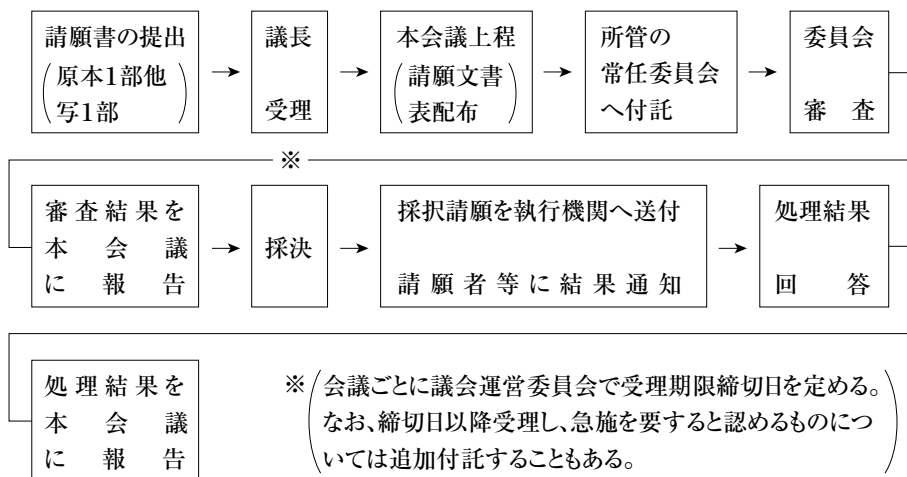
傍聴章（当該会期有効）は、報道関係者又は県職員で議長が必要と認める者に対して交付することとしている。

なお、一般傍聴席の定員は162人である。（うち車いす使用の定員は2人）

委員会を傍聴しようとする者は、議員のほかは、当該委員長の許可を受けなければならない。

(6) 請願及び陳情

ア 請願の取扱い



イ 陳情の取扱い

陳情の取扱いについては、紹介議員が必要でないこと以外は請願の取扱いと同様である。ただし、その内容が陳情に適合しない場合には、議会の審議の対象とならない場合もある。

ウ 請願・陳情処理結果の推移
(請 願)

年次	区分	前年 よりの 継続分	受 理	審 査 結 果			審 議 未 了	処 理 合 計	
				採 択	不採択	取 り 下 げ			継 続 審 査
12		2	15	9	4	1	3	-	17
13		3	7	5	4	-	1	-	10
14		1	11	9	2	1	-	-	12
15		-	9	2	6	1	-	-	9
16		-	14	4	9	1	-	-	14
17		-	8	1	7	-	-	-	8
18		-	12	1	10	1	-	-	12

(2) 費用弁償

ア 内国旅行の旅費（適用年月日 平成 19. 4. 1）

(ア) 日額旅費

次の各号に定める旅行の場合、下表の日額により計算する。

- ① 県議会の招集に応じたとき
- ② 県議会の議決によって設けた委員会の招集に応じて出席したとき
- ③ 議長の招集する協議会等に出席したとき

区 分	旅費の額（日額）
居住地が招集地である場合	6,900 円
居住地から招集地までの往復の距離が路程 50km 未満である場合 (居住地が招集地である場合を除く。)	8,500 円
居住地から招集地までの往復の距離が路程 50km 以上 100km 未満である場合	10,100 円
居住地から招集地までの往復の距離が路程 100km 以上である場合	13,500 円

(イ) 通常の場合

次の各号における旅行の場合、下表により計算する。

- ① アの（ア）の②の会議において旅行することを議決し議長の承認を得たとき
- ② 議長、副議長又は議長の依頼によりその代理となる者が公務により出務したとき
- ③ 地方自治法第 100 条第 12 項の規定により議員を派遣したとき

鉄道賃	船賃	航空賃	車賃 (1km につき)	宿泊料 (1 夜につき)		旅行雑費 (1 日につき)		食卓料 (1 夜につき)
				甲地方	乙地方	同一県内 旅行以外 の旅行	同一県内 旅行	
特別車 両料金	特別船 室料金	実 費	25 円	17,700 円	13,300 円	1,200 円	200 円	3,000 円

- 宿泊料の欄中甲地方とは、国家公務員等の旅費に関する法律別表第一の一備考に規定する甲地方の地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。

4. 議員の報酬等

(1) 議員の報酬及び期末手当

ア 報 酬 (適用年月日 平成 5. 12. 1)

区 分	議 長	副 議 長	議 員
報酬月額	910,000 円	810,000 円	780,000 円

※青森県議会議員の報酬の特例に関する条例（平成 19 年 5 月青森県条例第 55 号）により平成 19 年 6 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間における報酬月額、この表の報酬月額の 3%（議長にあつては 5%、副議長にあつては 4%）を減じた額である。

イ 期 末 手 当

報酬月額 + $\frac{\text{報酬月額} \times 45 \text{ (45\%を超えない範囲内)}}{100}$ に次表の割合を乗じて得た額を支給する。

(適用年月日 平成 17. 11. 30)

在職期間	基準日	6 月 1 日	12 月 1 日
	6 箇 月	100 分の 160	100 分の 175
5 箇月以上 6 箇月未満	100 分の 128	100 分の 140	
3 箇月以上 5 箇月未満	100 分の 96	100 分の 105	
3 箇 月 未 満	100 分の 48	100 分の 52.5	

イ 外国旅行の旅費（適用年月日 平成 19. 4. 1）

（ア）宿泊料、外国旅行雑費及び食卓料

宿泊料（1夜につき）				外国旅行雑費（1日につき）				食卓料
指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	（1夜につき）
25,700円	21,500円	17,200円	15,500円	6,200円	5,200円	4,200円	3,800円	7,700円

備考

一 宿泊料及び外国旅行雑費の欄中指定都市、甲地方、乙地方及び丙地方とは、国家公務員等の旅費に関する法律別表第二の一の備考二に規定する指定都市の地域、甲地方の地域、乙地方の地域及び丙地方の地域をいう。

二 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における外国旅行雑費の額は、丙地方につき定める定額とする。

（イ）鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び死亡手当

鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	死亡手当
最上級の運賃	最上級の運賃	最上級の運賃	実費	640,000円

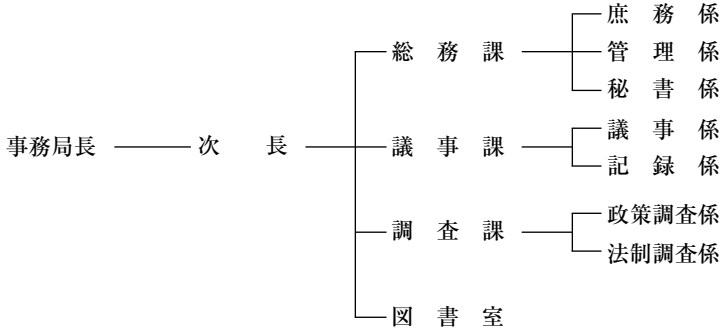
(3) 議員親交会

議員相互の親睦と協調を図るため、議員親交会を設け議員への慶弔金の贈与、病気・災害見舞金の贈与、その他役員会において必要と認めた事項を行っている。

議 会 事 務 局

1. 議会事務局

(1) 組織



(2) 職員数

ア 職員定数と現員

(平成 19 年 4 月 1 日現在)

	事務局長・書記・その他の職員	計	定数外 (嘱託・臨時)	合計
定数	38	38	-	38
現員	1 25 4	30	9	39

イ 各課配置状況

区分 課名	局 長	書 記										その他の 職 員 技 能 技 師	嘱 託	そ の 他 臨 時 職 員	計		
		次 長	参 事	課 (室) 長	総 括 副 参 事	副 参 事	課 長 補 佐	総 括 主 幹	主 幹	主 査	主 事						
局 長	1															1	
次 長		1														1	
総務課				1	1		1	2	4			4		6	19		
議事課				1	1		1	1	2					1	7		
調査課				1			1	2	3					1	8		
図書室				1					1					1	3		
小 計	1	1		4	1	1	2	1	5	10		4		9	39		
合 計	1			25										4		9	39

(3) 分掌事務

○総務課

庶務係

- 1 公印の保管に関する事。
- 2 職員の人事、給与、服務、研修、福利厚生及び共済に関する事。
- 3 予算、決算に関する事。
- 4 議員の報酬、費用弁償及び共済等に関する事。
- 5 文書の收受、発送に関する事。
- 6 他の課又は室の主管に属しない事。
- 7 前各号に掲げるもののほか庶務一般に関する事。

管理係

- 1 議会棟及び西棟のうち議会が専ら使用する部分の管理に関する事。
- 2 傍聴に関する事。
- 3 物品の購入、保管、出納に関する事。
- 4 公用車の使用管理に関する事。
- 5 行政文書の開示に係る事務の総括に関する事。
- 6 個人情報の保護に係る事務の総括に関する事。

秘書係

- 1 議長及び副議長の秘書に関する事。

○議事課

議事係

- 1 本会議に関する事。
- 2 常任委員会及び特別委員会に係る事務の総括に関する事。
- 3 議会運営委員会に関する事。
- 4 全員協議会に関する事。
- 5 議長会議及び局長会議に関する事。

記録係

- 1 会議録及び諸会議の記録に関する事。

○調査課

政策調査係

- 1 議会が必要とする県政についての調査及び研究（政策関係）に関する事。
- 2 議員の資産等の公開に関する事。
- 3 政務調査費の交付に関する事。
- 4 議会の審議に係る資料の収集及び発刊に関する事。

法制調査係

- 1 議会が必要とする県政についての調査及び研究（法制関係）に関すること。
- 2 議員提出議案、修正案、意見書案及び決議案に関すること。
- 3 請願及び陳情に関すること。
- 4 提出議案の調査に関すること。

○図書室

- 1 図書及び資料の収集、整理及び保管に関すること。
- 2 図書及び資料の閲覧及び貸出に関すること。
- 3 図書及び資料の参考調査に関すること。
- 4 図書室運営委員会に関すること。
- 5 議会史編さんに関すること。

(4) 議会の刊行物

○ 青森県議会提要	200 部	4 年に 1 回
○ 青森県議会先例・事例集	200 部	4 年に 1 回
○ 情報と資料	1 回 300 部	年に 4 回
○ 議会の概要	250 部	年に 1 回
○ 議会のしおり（わたしたちの県議会）	800 部	随時
○ 請願・陳情処理の結果調査書	90 部	年に 1 回
○ 請願・陳情の手引き	1,000 部	随時
○ 会議録		
定例会	} 各 110 部	年に 4 回
臨時会		その都度
予算特別委員会		年に 1 回
決算特別委員会		年に 1 回
全員協議会		その都度

(5) 予算の執行

議会費予算は各課の要求に基づいて編成しているが、予算の執行は総務課で行っている。

(6) 公用車

乗用車 4 台、バス 2 台を管理しているが、乗用車のうち 1 台は議長が専用している。

(7) 常任委員会担当者

(平成19年5月10日現在)

委員会名	担当課	担当書記
総務企画	総務課	藤田主幹、中村主査
環境厚生	調査課	相馬主幹、小野主査、小田桐主査
農林水産	総務課	前田総括主幹、久保主査
商工労働エネルギー	議事課	其田主幹、印部主査
文教公安	調査課	大西主幹、鳴海主査
建設	議事課	西塚課長補佐、陣場主査

(8) 記録

議事課記録係の2人が記録及び会議録の調製に当たっている。

2. 議会図書室

(1) 運営方針

議会図書室は、地方自治法第100条第17項の規定に基づき、青森県議会図書室設置条例によって設置され、議員の調査研究に必要な図書、資料の整備充実を図っている。特に、地方自治に関するものを重点に収集している。

(2) 図書室運営委員会

本委員会は、青森県図書室設置条例によって設置され、議会図書室運営委員会規程により運営されている。

委員は5人で組織され、議員の中から議長が委嘱している。

委員名簿

(平成19年5月10日委嘱・互選)

委員長	委員
長尾 忠行	斗賀 寿一、工藤 兼光、高橋 修一、安藤晴美

(3) 図書分類

日本十進分類法により分類している。

(4) 利用状況

(平成18年4月～平成19年3月)

区分	利用者				
	議員	議会職員	執行部	その他	合計
貸出(冊)	93	398	1,412	9	1,912

(5) 図書数及び資料(平成19年3月31日現在)

図書数 16,918冊

資料 青森県議会会議録(明治6年～)、青森県議会定例会議案(明治33年～)、青森県報(昭和22年～)、東奥日報(昭和43年～)等

(6) 青森県議会史編さん事業

本県の議会史は、昭和33年から編さんに着手し、明治元年から昭和61年までを15巻に収録し、発刊済みである。

(編さんの状況)

番号	内 容	頁 数	収録年数	刊行年月日
1	明治元年～明治23年	839頁	23年	昭和37. 6. 30
2	明治24年～明治45年 (大正元年)	1,360	22	40. 3. 1
3	大正2年～大正15年	1,290	14	42. 3. 31
4	昭和元年～昭和10年	1,696	10	44. 10. 31
5	昭和11年～昭和15年	1,332	5	48. 3. 31
6	昭和16年～昭和20年	941	5	49. 10. 1
7	昭和21年～昭和27年	1,013	7	34. 3. 31
8	昭和28年～昭和34年	1,121	7	35. 3. 31
9	昭和35年～昭和37年	1,183	3	53. 3. 31
10	昭和38年～昭和41年	1,467	4	58. 3. 15
11	昭和42年～昭和45年	1,459	4	60. 3. 15
12	昭和46年～昭和49年	1,583	4	61. 3. 15
13	昭和50年～昭和53年	1,460	4	平成元. 3. 15
14	昭和54年～昭和57年	1,314	4	8. 3. 15
15	昭和58年～昭和61年	1,280	4	10. 3. 20

3. 議 事 堂

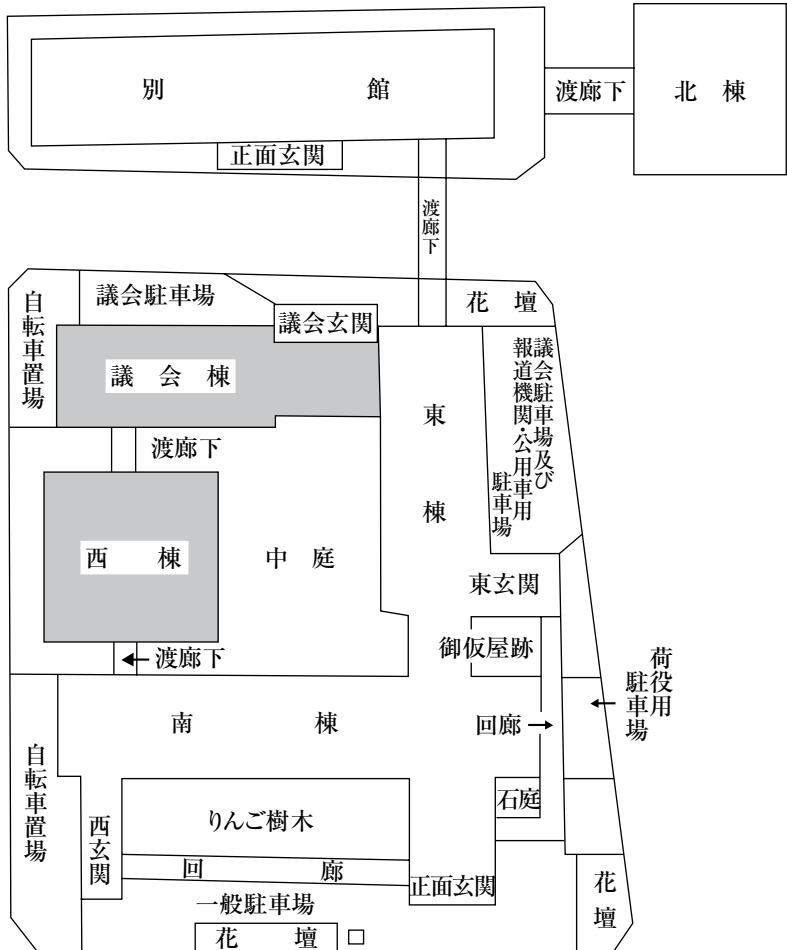
(1) 議事堂の概要

現庁舎は、県庁舎と共に昭和36年1月22日に竣工した。

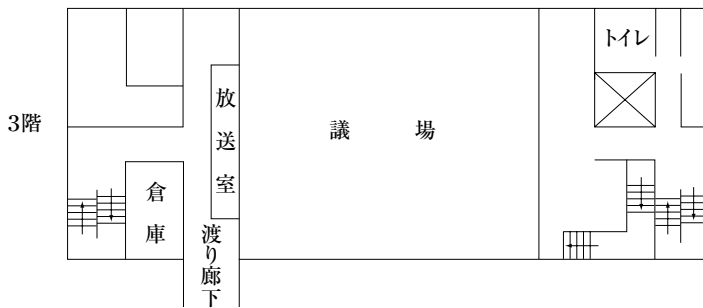
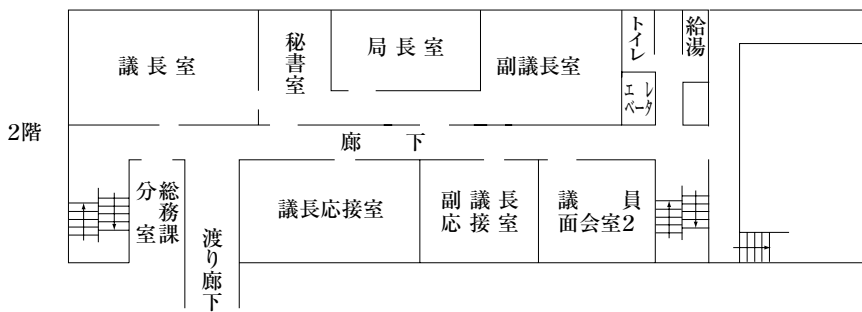
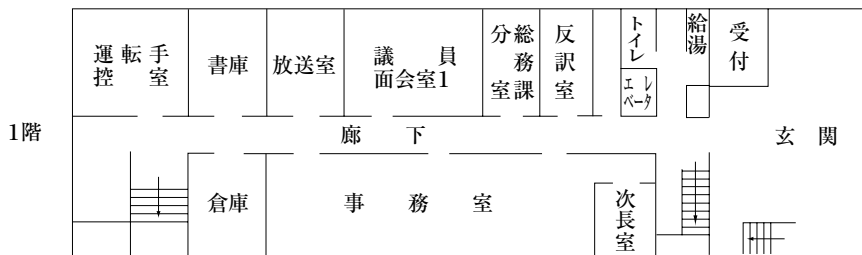
本工事の主なる特徴は、敷地の土質が軟弱なため地下26mにある洪積層に径43cmのベドスタル杭を総数1,428本打ち込み支持されていること、玄関ホール及び議場の天井等の造作材に本県特産ヒバ無節材を使用していることである。

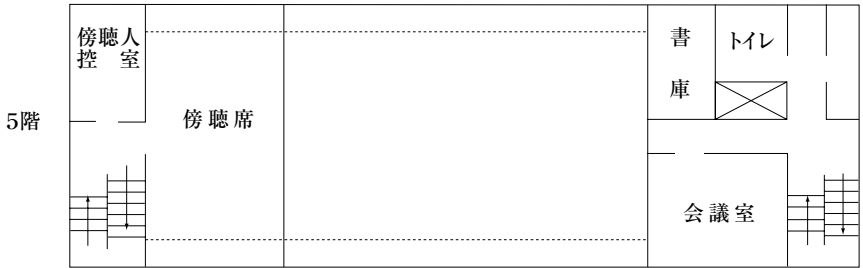
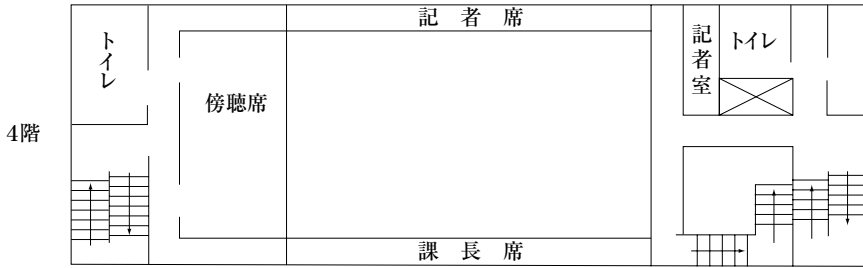
なお、平成5年8月から、新たに竣工した県庁西棟の1～3階が県議会の用に供されている。

(2) 県庁舎見取図

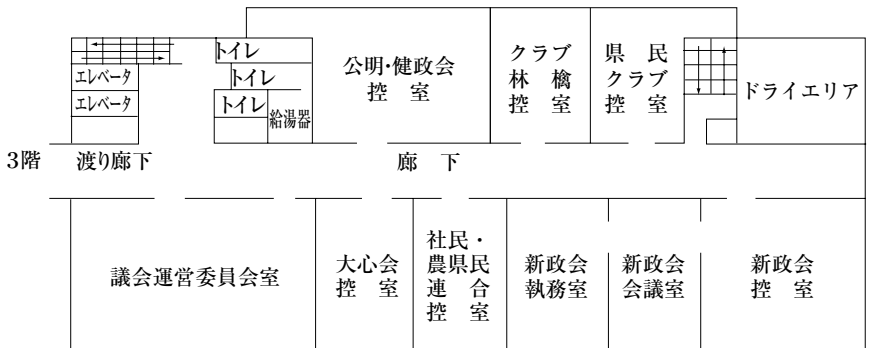
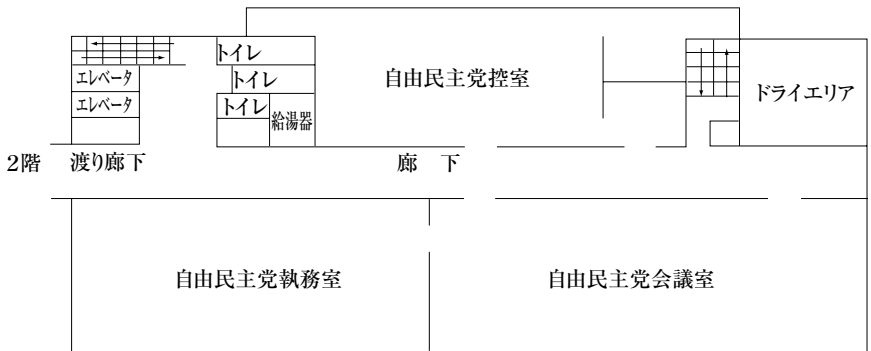
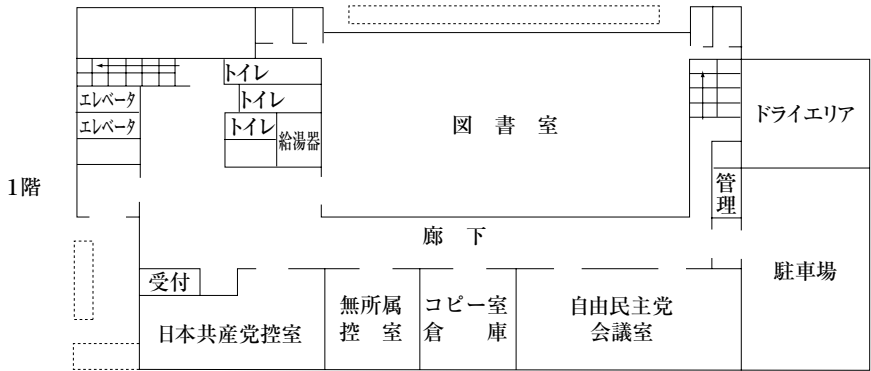


(3) 議事堂の平面図 (建面積 1,267 m²、延面積 5,381 m²)





(西棟) (建面積 1,039.17 m²、延面積 8,764.04 m²)



(平成19年5月末現在)

4. 議会の予算

平成 19 年度議会費当初予算額

(単位：千円)

款 項	目	予算額	節		
			区 分	金額	説 明
1 議会費		1,286,113			
1 議会費		1,286,113			
	1 議会費	964,678	1 報 酬	449,446	特別職 48 人
			3 職員手当等	175,042	
			4 共 済 費	37,026	
			8 報 償 費	205	
			9 旅 費	97,486	
			10 交 際 費	1,200	
			11 需 用 費	6,402	
			12 役 務 費	1,758	
			13 委 託 料	5,615	
			14 使用料及び 賃 借 料	4,218	
			19 負担金補助 及び交付金	186,280	政務調査費 178,250
					全国都道府県議会議長会 負担金 6,655
					北海道・東北六県議会議 長会負担金 400
					東北新幹線建設促進期成 同盟会負担金 240
					原子力発電関係県議会議 長協議会負担金 100
					日本海沿岸東北自動車道 建設促進四県議会協議会 負担金 250
					活動火山・大規模地震対 策都道府県議会協議会負 担金 50
					財政基盤強化対策県議会 議長協議会負担金 100

款 項	目	予算額	節		
			区 分	金額	説 明
					羽越・奥羽本線等高速化 促進四県議会協議会負担 金 50
					協議会等負担金 155
					研修等負担金 30
	2 事務局費	321,435	2 給 料	138,042	一般職員 30 人
			3 職員手当等	89,185	
			4 共 済 費	43,842	
			7 賃 金	17,404	
			8 報 償 費	20	
			9 旅 費	2,308	
			10 交 際 費	36	
			11 需 用 費	18,480	
			12 役 務 費	3,555	
			13 委 託 料	4,998	
			14 使用料及び 賃 借 料	2,120	
			18 備品購入費	1,185	
			19 負担金補助 及び交付金	33	
			27 公 課 費	227	

県勢の概況

1. 自然

本県の面積 9,607.04km²（十和田湖を除く。）（平成18年10月1日現在）

全国の面積 377,923.14km²（平成18年10月1日現在）

本県の気象

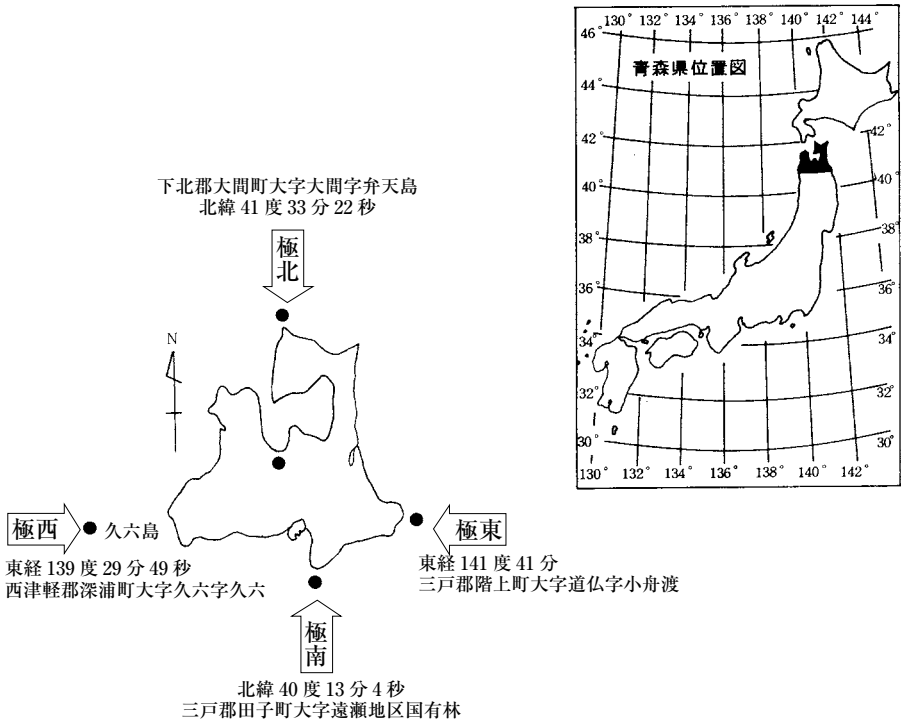
平成18年気象集計値

区 分	青 森	深 浦	む つ	八 戸
平均気温（℃）	10.2	10.7	9.4	10.2
降水量（mm）＜総量＞	1,422.5	1,434.5	1,366.0	1,023.5
日照時間（時間）＜月平均＞	122.0	115.4	129.3	151.7
最深積雪（cm）	148	83	73	41

資料：気象庁

2. 位置

本県は、本州の最北端にあり、北は津軽海峡を隔てて北海道と対し、南は秋田・岩手の両県に接している。東は太平洋、西は日本海に面し、三面海に囲まれている。これを経緯度で示せば下図のとおりである。



(1) 年次別人口の推移

(各年10月1日現在)

	年次	世帯数	人 口			人口増減数		女100人に 対する男 の人数	一世帯当 たり平均 人数
			総 数	男	女	対前年同月	対前回国調		
国 勢 調 査 結 果	大正9年	127,690	756,454	381,293	375,161	△ 38,793		101.6	5.92
	14年	138,657	812,977	408,770	404,207	21,977	56,523	101.1	5.87
	昭和5年	148,303	879,914	441,441	438,473	19,014	66,937	100.7	5.93
	10	159,053	967,129	484,277	482,852	34,029	87,215	100.3	6.08
	15	169,108	1,000,509	496,614	503,895	△ 32,391	33,380	98.6	5.92
	22	206,059	1,180,245	579,690	600,555	91,013	179,736	96.5	5.73
	25	220,755	1,282,867	635,547	647,320	24,985	102,622	98.2	5.81
	30	243,353	1,382,523	678,837	703,686	27,940	99,656	96.5	5.68
	35	276,197	1,426,606	694,037	732,569	△ 16,714	44,083	94.7	5.17
	40	310,219	1,416,591	682,972	733,619	△ 20,378	△ 10,015	93.1	4.56
	45	347,801	1,427,520	685,477	742,043	3,003	10,929	92.4	4.10
	50	387,587	1,468,646	707,232	761,414	29,996	41,126	92.9	3.79
	55	428,557	1,523,907	735,444	788,463	12,610	55,261	93.3	3.56
	60	443,995	1,524,448	731,439	793,009	△ 2,915	541	92.2	3.43
	平成2年	455,304	1,482,873	704,758	778,115	△ 17,879	△ 41,575	90.6	3.20
	7	482,731	1,481,663	704,189	777,474	10,667	△ 1,210	90.6	3.07
	12	506,540	1,475,728	702,573	773,155	650	△ 5,935	90.9	2.91
17	510,779	1,436,657	679,077	757,580	△ 14,290	△ 39,071	89.6	2.81	
青 森 県 推 計 世 帯 数 及 び 人 口	昭和57年	429,840	1,528,083	736,000	792,083	961		92.9	3.55
	58	430,299	1,529,269	735,726	793,543	1,186		92.7	3.55
	59	429,893	1,527,363	733,748	793,615	△ 1,906		92.5	3.55
	61	442,546	1,519,149	727,586	791,563	△ 5,299		91.9	3.43
	62	441,681	1,514,966	725,167	789,799	△ 4,183		91.8	3.43
	63	439,666	1,508,312	721,051	787,261	△ 6,654		91.6	3.43
	平成元年	437,605	1,500,752	716,296	784,456	△ 7,560		91.3	3.43
	3	453,251	1,475,705	700,107	775,598	△ 7,168		90.3	3.26
	4	451,915	1,471,206	696,966	774,240	△ 4,499		90.0	3.26
	5	451,557	1,469,445	695,748	773,697	△ 1,761		89.9	3.26
	6	452,173	1,470,996	696,600	774,396	1,551		90.0	3.25
	8	488,923	1,482,010	704,264	777,746	347		90.6	3.03
	9	494,246	1,479,950	702,909	777,041	△ 2,060		90.5	2.99
	10	499,675	1,478,065	701,197	776,868	△ 1,885		90.3	2.96
	11	504,627	1,475,078	699,367	775,711	△ 2,987		90.2	2.92
	13	511,269	1,472,633	700,468	772,165	△ 3,095		90.7	2.88
	14	515,544	1,467,788	698,013	769,775	△ 4,845		90.7	2.85
	15	519,535	1,460,050	693,437	766,613	△ 7,875		90.5	2.81
16	522,829	1,450,947	688,209	762,738	△ 9,103		90.2	2.78	
18	514,515	1,423,412	671,651	751,761	△ 13,245		89.3	2.77	

資料：統計分析課「平成18年 青森県統計年鑑」

3. 土 地

総面積は、平成18年10月1日現在、9,607.04km²（十和田湖を除く。）で、国土の2.5%に当たり、47都道府県中第8位の大きさである。東北6県では岩手県（全国第2位）、福島県（同3位）、秋田県（同6位）に次ぐ大きさである。

4. 気 象

青森県の気象は、本州最北端部にあるため、短い夏と長い冬が特徴である。

複雑な地形や海流の影響で地域によって気象に大きな差が見られる。

暖候期（4月から10月）は、津軽南部は温暖であるが、津軽北部や下北及び三八上北地方では、春から夏にかけて吹く冷湿な偏東風（やませ）のため、低温の日が現れ易く、しばしば冷害に見舞われている。

寒候期（11月から3月）は、三八地方は雪が少なく、晴れる日が多いが、津軽、下北地方は季節風を強く受け、雪の日が多く、12月から3月まで雪に覆われている。山間部を除くと、五所川原市から青森市、野辺地町にかけての地域が県内では多雪地帯に属する。

5. 地 勢

地勢は奥羽山脈が県の中央と南北に走り、中央山地を形成しており、秋田県境には、出羽山地の延長に当たる西部山地が形成されている。このほか、津軽半島の脊梁山地によって囲まれた岩木川流域は、肥沃な津軽平野をなし、中央山地の北端には青森市を中心とした青森平野、下北半島の頸部から十和田市、八戸市に及ぶ東部地域に東部丘陵が形成されている。

(1) 主な山岳

名 称	標 高	所 在 等
八甲田山<大岳>	1,584m	奥羽山脈北部（八甲田山とその周辺）
八甲田山<高田大岳>	1,552	〃
櫛ヶ峯<上岳>	1,516	〃
戸来岳<三ツ岳>	1,159	〃
岩木山	1,625	白神山
向白神岳	1,250	〃
白神岳	1,235	〃
二ツ森	1,086	〃

資料：国土地理院

(2) 主な河川

名 称	流路延長	水源地	流末地	名 称	流路延長	水源地	流末地
馬淵川	142.4km	岩手県	八戸市	赤石川	44.6km	鱒ヶ沢町	鱒ヶ沢町
岩木川	101.6	西目屋村	五所川原市	平川	40.6	平川市	藤崎町で 岩木川へ合流
新井田川	78.1	岩手県	八戸市	熊原川	37.0	田子町	三戸町で 馬淵川へ合流
奥入瀬川	70.7	十和田市	おいらせ町	坪川	35.9	七戸町	七戸町で 高瀬川へ合流
高瀬川	63.7	七戸町	六ヶ所村	浅水川	35.0	三戸町	八戸市で 馬淵川へ合流
五戸川	50.7	新郷村	八戸市	十川	35.0	黒石市	五所川原市で 岩木川へ合流
中村川	44.9	弘前市	鱒ヶ沢町	追良瀬川	33.7	深浦町	深浦町
浅瀬石川	44.8	平川市	藤崎町で 岩木川へ合流	堤川	32.6	青森市	青森市

資料：県河川砂防課

(3) 主な湖沼

名 称	面 積	所属又は関係市町村
小川原湖	62.16 km ²	東北町
十和田湖	61.02	境界未定（十和田市〔青森〕、小坂町〔秋田〕）
十三湖	18.06	五所川原市
鷹架沼	5.65	六ヶ所村
尾駱沼	3.58	〃
宇曽利山湖	2.66	むつ市
市柳沼	1.69	六ヶ所村
姉沼	1.56	東北町
田面木沼	1.51	六ヶ所村
田光沼	1.16	つがる市

資料：国土地理院

6. 沿 革

(1) 青森県の変遷

明治元年12月	明治4年	明治4年9月4日	明治4年9月23日	明治4～9年	平成18年1月
陸奥国	藩から 県へ 弘前県 黒石県 八戸県 七戸県 斗南県 館県…	(合併) 弘前県 ……	青森県 津軽郡 北郡 三戸郡 二戸郡 →福山支庁	青森県 (新官制による) 4年11月2日 二戸郡 (明治9年5月) 25日岩手県へ 松前 (明治5年9月20日) 開拓使函館支庁へ (北海道)	青森市 弘前市 八戸市 黒石市 五所川原市 十和田市 三沢市 むつ市 つがる市 平川市 東津軽郡 西津軽郡 中津軽郡 南津軽郡 北津軽郡 上北郡 下北郡 三戸郡

資料：県立郷土館

(2) 市町村の変遷

市	郡	大正元年	昭和元年	20年	28年10月1日現在	31年3月31日現在	44年8月1日現在	55年5月1日現在	平成18年10月1日現在
総	数	170	170	164	163	74	67	67	40
	市	2	2	3	3	6	8	8	10
	町村	10	21	30	33	30	33	34	22
	村	158	147	131	127	38	26	25	8
東津軽郡	{町 村	-	1	2	3	3	3	3	3
西津軽郡	{町 村	23	22	20	18	5	3	3	1
	{町 村	2	3	3	3	3	3	3	2
中津軽郡	{町 村	18	17	17	17	5	5	5	-
	{町 村	-	-	-	-	-	1	1	-
南津軽郡	{町 村	16	16	16	16	3	2	2	1
	{町 村	1	4	8	9	6	5	5	2
北津軽郡	{町 村	28	25	20	19	3	3	3	1
	{町 村	1	3	5	5	4	4	4	3
上北郡	{町 村	22	20	18	18	3	2	2	-
	{町 村	3	3	4	5	5	9	9	6
下北郡	{町 村	13	13	12	11	7	2	2	1
	{町 村	1	2	5	5	5	3	3	1
三戸郡	{町 村	8	7	4	4	4	4	4	3
	{町 村	2	5	3	3	4	5	6	5
	{町 村	30	27	24	4	8	5	4	1

資料：県市町村振興課

7. 県の人口

本県の人口	143万 6,657人	国の人口	1億 2,776万 7,994人
総世帯数	51万 779世帯	総世帯数	4,956万 6,305世帯
1世帯当たり人員	2.81人	1世帯当たり人員	2.58人
人口密度	149.5人/㎢	人口密度	342.7人/㎢

資料：総務省統計局平成17年国勢調査

概況

平成17年国勢調査の結果、平成17年10月1日現在における本県の人口総数は、1,436,657人となり、平成12年10月1日現在と比較して39,071人（△2.6%）の減少となった。また、平成17年10月1日現在の世帯数は、510,779世帯となり、平成12年10月1日現在と比較して、4,239世帯（0.8%）の増加となった。

人口を男女別にみると、男性は679,077人で平成12年と比較して23,496人（△3.3%）の減少、女性は757,580人で同じく15,575人（△2.0%）の減少となっている。

人口を市町村別にみると、青森市が最も多く311,508人（県人口の21.7%）、次いで、八戸市が244,700人（同17.0%）、弘前市が173,221人（同12.1%）となっており、この3市で県全体の人口の50.8%を占めている。

平成12年の国勢調査人口と比較して、人口が増加したのは下田町と東通村の2町村のみで、その他の45市町村はすべて人口が減少している。人口減少率が最も高いのは、西目屋村で△22.1%、次いで外ヶ浜町が△10.4%、碓ヶ関村が△7.6%、今別町、深浦町、大鰐町、横浜町が△7.5%の順になっている。

(2) 人口動態 (単位:人)

年次	増減(△減)	自然動態			社会動態		
		増減数	出生	死亡	増減数	転入	転出
昭和57年	1,674	10,522	20,360	9,838	△ 8,848	71,846	80,694
58	559	10,141	20,361	10,220	△ 9,582	69,285	78,867
59	△ 2,482	9,518	19,965	10,447	△ 12,000	66,414	78,414
60	△ 3,432	8,445	18,971	10,526	△ 11,877	65,855	77,732
61	△ 4,925	8,254	18,327	10,073	△ 13,179	64,197	77,376
62	△ 5,349	7,132	17,323	10,191	△ 12,481	62,382	74,863
63	△ 6,353	5,567	16,379	10,812	△ 11,920	62,549	74,469
平成元年	△ 7,231	4,670	15,577	10,907	△ 11,901	61,087	72,988
2	△ 6,516	3,811	14,657	10,846	△ 10,327	62,566	72,893
3	△ 6,450	3,758	15,014	11,256	△ 10,208	59,728	69,936
4	△ 4,607	2,929	14,577	11,648	△ 7,536	60,748	68,284
5	△ 1,460	2,112	14,326	12,214	△ 3,572	62,128	65,700
6	1,792	2,858	14,824	11,966	△ 1,066	62,306	63,372
7	516	1,457	13,985	12,528	△ 941	61,613	62,554
8	△ 588	1,440	13,974	12,534	△ 2,028	60,080	62,108
9	△ 1,785	809	13,597	12,788	△ 2,594	59,502	62,096
10	△ 2,374	860	13,695	12,835	△ 3,234	57,528	60,762
11	△ 2,984	△ 319	13,159	13,478	△ 2,665	56,407	59,072
12	△ 2,856	△ 216	12,979	13,195	△ 2,640	55,299	57,939
13	△ 3,396	△ 413	12,918	13,331	△ 2,983	28,350	31,333
14	△ 5,796	△ 1,002	12,428	13,430	△ 4,794	27,672	32,466
15	△ 7,569	△ 2,274	11,756	14,030	△ 5,295	27,582	32,877
16	△ 9,746	△ 2,839	11,614	14,453	△ 6,907	25,320	32,227
17	△ 11,769	△ 4,288	10,598	14,886	△ 7,481	24,596	32,077
18	△ 13,417	△ 4,193	10,611	14,804	△ 9,224	23,778	33,002

※ 平成13年以降の社会増減数には、県内間移動者は含まれない。

資料：県統計情報課「平成18年 青森県の人口移動」

(3) 市部町村部人口 (単位:人、%)

年次	県		市部			町村部		
	推計人口	増減数	推計人口	増減数	割合	推計人口	増減数	割合
平成元年	1,508,854	△ 7,231	954,374	△ 1,286	63.3	554,480	△ 5,945	36.7
2	1,501,623	△ 6,516	953,088	△ 737	63.5	548,535	△ 5,779	36.5
3	1,483,412	△ 6,450	942,425	△ 991	63.5	540,987	△ 5,459	36.5
4	1,476,962	△ 4,607	941,434	267	63.7	535,528	△ 4,874	36.3
5	1,472,355	△ 1,460	941,701	2,502	64.0	530,654	△ 3,962	36.0
6	1,470,895	1,792	944,203	3,220	64.2	526,692	△ 1,428	35.8
7	1,472,687	516	947,423	3,314	64.3	525,264	△ 2,798	35.7
8	1,483,399	△ 588	957,054	2,091	64.5	526,345	△ 2,679	35.5
9	1,482,811	△ 1,785	959,145	330	64.7	523,666	△ 2,115	35.3
10	1,481,026	△ 2,374	959,475	845	64.8	521,551	△ 3,219	35.2
11	1,478,652	△ 2,984	960,320	143	64.9	518,332	△ 3,127	35.1
12	1,475,668	△ 2,856	960,463	88	65.1	515,205	△ 2,944	34.9
13	1,476,239	△ 3,396	961,192	381	65.1	515,197	△ 3,820	34.9
14	1,472,843	△ 5,796	961,573	△ 2,284	65.3	511,377	△ 3,642	34.7
15	1,467,047	△ 7,569	959,289	△ 3,147	65.4	507,735	△ 4,506	34.6
16	1,459,478	△ 9,746	956,142	△ 4,549	65.5	503,229	△ 5,286	34.5
17	1,449,732	△ 11,769	951,593	△ 7,438	65.6	497,943	△ 4,464	34.4
18	1,434,936	△ 13,417	1,095,217	△ 8,316	76.3	339,833	△ 5,026	23.7
19	1,421,519	-	1,086,901	-	76.5	334,807	-	23.6

※1 推計人口は1月1日現在

※2 市部町村部の区分について、平成16年以前の数値は、当時の市町村境域による区分であり、平成17年の増減数は、平成18年1月1日現在の市町村境域により区分している。

※3 平成3、8、13、18年の推計人口は、前年に国勢調査が行われ、10月1日時点で基準人口(推計の基礎となる人口)が変わったため、前年の人口増減数を前年の推計人口に加えた数値と一致しない。

※4 平成13年以降の県の増減数には、県内市町村間の移動者数は含まれない。よって、市部増減数と町村部増減数を加えた数とは一致しない。

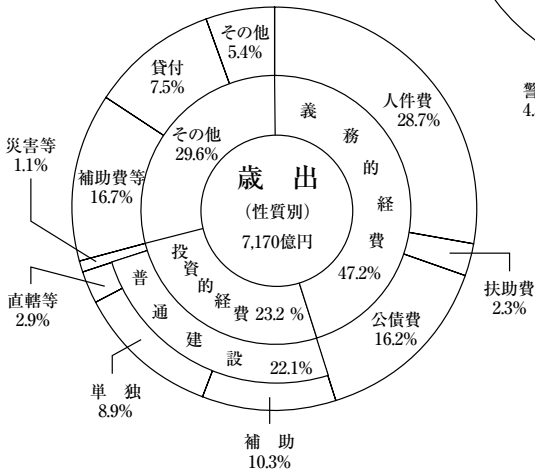
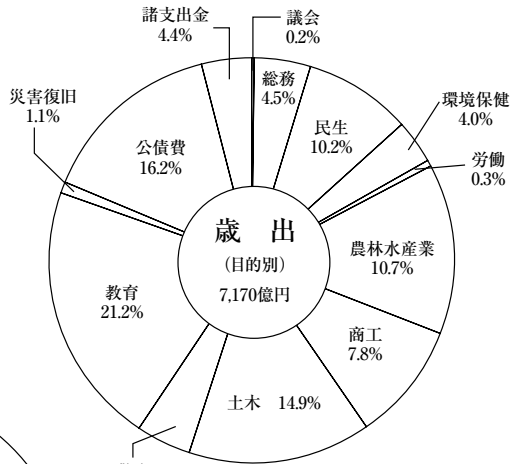
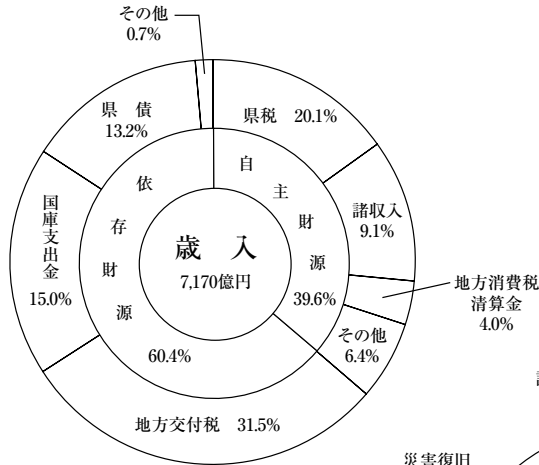
資料：県統計分析課「平成18年 青森県の人口移動」

8. 県の予算（平成19年度）

(1) 一般会計

平成19年度一般会計当初予算款別総括表											
(単位：千円)											
区 分	平成18年度当初			平成18年度現計 (専決第2号までの額)			平成19年度当初			比較(%)	
	予算額 A	構成比	一般財源	予算額 B	構成比	一般財源	予算額 C	構成比	一般財源	当初比 C/A	現計比 C/B
歳 入											
1 県 税	125,702,494	17.4	125,702,494	133,548,670	18.3	133,548,670	144,505,888	20.1	144,505,888	115.0	108.2
2 地方消費税清算金	28,575,909	4.0	28,575,909	30,205,387	4.1	30,205,387	28,614,701	4.0	28,614,701	100.1	94.7
3 地方譲与税	26,343,006	3.6	26,343,006	26,343,006	3.6	26,343,006	3,710,596	0.5	3,710,596	14.1	14.1
4 地方特例交付金	1,116,692	0.1	1,116,692	1,116,692	0.2	1,116,692	866,169	0.1	866,169	77.6	77.6
5 地方交付税	223,791,000	31.0	223,791,000	223,676,715	30.6	223,676,715	225,975,000	31.5	225,975,000	101.0	101.0
普 通	220,191,000	30.5	220,191,000	220,076,715	30.1	220,076,715	222,475,000	31.0	222,475,000	101.0	101.1
特 別	3,600,000	0.5	3,600,000	3,600,000	0.5	3,600,000	3,500,000	0.5	3,500,000	97.2	97.2
6 交通安全対策特別交付金	590,838	0.1	590,838	590,838	0.1	590,838	583,485	0.1	583,485	98.8	98.8
7 分担金及び負担金	7,019,141	1.0	4,685	6,674,823	0.9	4,685	9,809,812	1.4	4,195	139.8	147.0
8 使用料及び手数料	10,881,388	1.5	14,150	10,759,659	1.5	14,150	10,392,674	1.4	15,210	95.5	96.6
9 国庫支出金	107,809,124	14.9	4,858,356	109,701,571	15.0	4,858,356	107,244,614	15.0	4,581,161	99.5	97.8
10 財産収入	1,904,935	0.3	91,227	2,180,528	0.3	91,227	2,220,456	0.3	114,147	116.6	101.8
11 寄 附 金	111,999	0.0	1	112,199	0.0	1	8,001	0.0	1	7.1	7.1
12 繰 入 金	18,083,242	2.5	15,900,000	14,726,658	2.0	12,530,748	23,769,963	3.3	19,900,000	131.4	161.4
13 繰 越 金	1	0.0	1	529,575	0.1	529,575	1	0.0	1	100.0	0.0
14 諸 収 入	76,455,231	10.6	3,717,636	77,697,093	10.6	3,886,743	64,943,640	9.1	3,837,911	84.9	83.6
15 県 債	93,715,000	13.0	23,333,000	92,995,000	12.7	23,333,000	94,355,000	13.2	20,218,000	100.7	101.5
計	722,100,000	100.0	454,038,995	730,858,414	100.0	460,729,793	717,000,000	100.0	452,926,465	99.3	98.1
歳 出											
1 議 会 費	1,296,216	0.2	1,296,216	1,285,354	0.2	1,285,354	1,286,113	0.2	1,286,113	99.2	100.1
2 総 務 費	27,415,809	3.8	23,429,046	27,385,777	3.7	23,009,782	31,864,927	4.5	25,662,217	116.2	116.4
3 民 生 費	74,249,957	10.3	61,427,262	73,979,197	10.1	61,257,865	73,301,276	10.2	61,822,925	98.7	99.1
4 環 境 保 健 費	26,303,939	3.6	16,334,599	26,010,339	3.6	16,444,396	28,472,210	4.0	16,455,590	108.2	109.5
5 労 働 費	1,934,095	0.3	1,307,081	1,920,518	0.3	1,293,504	1,902,151	0.3	1,439,066	98.3	99.0
6 農 林 水 産 業 費	84,667,110	11.7	26,651,447	84,756,194	11.6	26,555,824	76,899,014	10.7	25,194,358	90.8	90.7
7 商 工 費	59,635,723	8.3	6,946,896	60,806,264	8.3	7,688,946	56,179,392	7.8	7,215,256	94.2	92.4
8 土 木 費	107,536,637	14.9	19,722,811	108,071,237	14.8	20,411,249	106,653,316	14.9	17,473,108	99.2	98.7
9 警 察 費	32,524,214	4.5	30,153,697	32,475,313	4.4	30,057,887	32,081,700	4.5	29,541,163	98.6	98.8
10 教 育 費	155,871,871	21.6	123,225,140	156,184,421	21.4	123,514,874	151,810,894	21.2	118,897,027	97.4	97.2
11 災 害 復 旧 費	6,624,896	0.9	70,659	8,263,321	1.1	55,823	8,181,159	1.1	147,376	123.5	99.0
12 公 債 費	114,615,003	15.9	114,051,360	114,615,626	15.7	114,051,185	116,442,501	16.2	115,868,552	101.6	101.6
13 諸 支 出 金	29,274,530	4.0	29,272,781	34,954,853	4.8	34,953,104	31,775,347	4.4	31,773,714	108.5	90.9
14 予 備 費	150,000	0.0	150,000	150,000	0.0	150,000	150,000	0.0	150,000	100.0	100.0
計	722,100,000	100.0	454,038,995	730,858,414	100.0	460,729,793	717,000,000	100.0	452,926,465	99.3	98.1

歳入・歳出の構成比



(2) 特別會計

(單位：千円)

区 分	平成18年度 当初予算額	平成19年度 当初予算額	前年比 (%)
公 債 費 特 別 会 計	147,609,035	138,977,072	94.2%
肢 体 不 自 由 児 施 設 特 別 会 計	2,240,117	2,407,990	107.5%
港 湾 整 備 事 業 特 別 会 計	3,426,970	3,507,947	102.4%
証 紙 特 別 会 計	2,853,404	2,651,399	92.9%
管 理 特 別 会 計	1,605,453	1,457,707	90.8%
公 共 用 地 先 行 取 得 事 業 特 別 会 計	19,032	0	0.0%
下 水 道 事 業 特 別 会 計	4,782,048	4,117,731	86.1%
駐 車 場 事 業 特 別 会 計	570,996	529,257	92.7%
鉄 道 施 設 事 業 特 別 会 計	978,584	977,946	99.9%
母 子 寡 婦 福 祉 資 金 特 別 会 計	524,891	464,481	88.5%
小 規 模 企 業 者 等 設 備 導 入 資 金 特 別 会 計	3,791,482	7,903,700	208.5%
農 業 改 良 資 金 特 別 会 計	312,272	266,746	85.4%
林 業 ・ 木 材 産 業 改 善 資 金 特 別 会 計	122,327	81,520	66.6%
沿 岸 漁 業 改 善 資 金 特 別 会 計	132,891	132,629	99.8%
合 計	168,969,502	163,476,125	96.7%

(3) 企業會計

(單位：千円)

区 分	平成 18 年度当初予算額	平成 19 年度当初予算額	前年比 (%)	
病 院 事 業	収益の収入	18,217,851	18,218,869	100.0%
	収益の支出	19,389,234	19,337,433	99.7%
	資本の収入	2,102,907	2,825,604	134.4%
	資本の支出	2,102,907	2,825,604	134.4%
電 気 事 業	収益の収入	374,590	377,155	100.7%
	収益の支出	358,704	361,477	100.8%
	資本の収入	0	0	-
	資本の支出	110,212	490,036	444.6%
工 事 用 水 道 事 業	収益の収入	981,367	985,866	100.5%
	収益の支出	906,499	887,052	97.9%
	資本の収入	0	0	-
	資本の支出	165,451	193,027	116.7%

9. 職員数

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	増減数
1. 知事の事務部局の職員	5,802 人	4,772 人	△ 1,030 人
一般会計等の職員	4,748	4,533	△ 215
県立大学の職員	126	126	0
病院事業会計の職員	810	0	△ 810
肢体不自由児施設特別会計の職員	118	113	△ 5
2. 議会の事務部局の職員	30	30	0
3. 選挙管理委員会の事務部局の職員	9	9	0
4. 監査委員の事務部局の職員	20	20	0
5. 教育委員会の事務部局の職員	309	309	0
6. 労働委員会の事務部局の職員	8	8	0
7. 人事委員会の事務部局の職員	16	15	△ 1
8. 東部海区漁業調整委員会の事務部局の職員	2	2	0
9. 西部海区漁業調整委員会の事務部局の職員	4	4	0
10. 学校以外の教育機関の職員	167	165	△ 2
11. 地方公営企業の事務部局の職員	31	832	801
小 計	6,398	6,166	△ 232
12. 警 察 官	2,222	2,258	36
一 般 職 員	391	382	△ 9
小 計	2,613	2,640	27
13. 県立高等学校の職員	3,314	3,207	△ 107
14. 県立盲・聾・養護学校の職員	991	985	△ 6
15. 中学校の職員	3,257	3,241	△ 16
16. 小学校の職員	5,561	5,466	△ 95
小 計	13,123	12,899	△ 224
合 計	22,134	21,705	△ 429

※ 平成 19 年度病院事業会計の職員は地方公営企業の事務部局の職員に含む。

議会の概要

(平成19年)

平成19年7月

編集 青森県議会事務局調査課

発行 青森県議会事務局

表紙

青森市・青森県立美術館